

第二十六回
国会

参議院商工委員会會議録第三十三号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)午前
十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋進太郎君
高橋 衛君
三浦 義男君
阿部 竹松君
島 清君
相馬 助治君
藤田 進君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業
政務次官

通商産業省
重工業局長

小笠 公韶君
松平 忠久君
水田三喜男君

長谷川四郎君
鈴木 義雄君

通商産業省
輕工業局長 齋藤 正年君
中小企業庁長官 川上 爲治君
中小企業庁 振興部長 今井 善衛君
中小企業庁 指導部長 川瀬 健治君

事務局側
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○百貨店法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○小売商業特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○合成ゴム製造事業特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(松澤兼人君) これより委員會を開会いたします。

まず、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、質疑を継続いたします。質疑に入る前に、鈴木重工業局長より昨日の答弁につき、発言を求めております。これを許します。

○政府委員(鈴木重工業局長) 昨日、たしか阿部先生からかと思いましたが、選手の間合宿期間中の問題について御質問がございました。それについて契約関係で……、法律関係あるいは契約関係等でお話があったわけでございます。その点について調べましたことを申し上げさせていただきます。昨日私の申し上げたことと若干訂正させていただきます。かように存じまして申し上げます。

実は、選手の出場関係の出場契約がございまして、昨日それに書いてあるというふうなことを申し上げました。が、それには実は書いておりませんので、選手の出場契約は非常に簡単な出場契約になっております。それについては、特にきょうなことは書いてございせん。ただ、選手につきましては、選手が登録を受けます場合に、登録以前に誓約書というものをに入れておきます。それには、これも抽象的でございますが、法律をよく順守して自転車振興連合会の指示に従うということ、誓約するということ、これを簡単に申し上げます。ただ、選手につきましては、現在登録前に競輪学

校に入塾して一応教育を受ける、それからいろいろ関係法規を習熟し、また、競技上の注意事項も受けるわけでございます。その中に選手の心得というのがございますが、いろいろ選手として心得べき事項が書いてございまして、その中に合宿中は、たとえばみだりに外出を許可を受けないでしてはならないというようなことになっております。かようなことから、昨日御質問があったような点が出てくるわけでございます。しかしながら、これらの点も結局要するに選手の協力を得て行えるわけでございまして、かような点で、実際問題として行き過ぎ等がございまして、さらに通産省としても注意して参りたい、かように考えております。

○阿部竹松君 ただいまの鈴木局長の御答弁でわかりましたが、私は誓約書であろうが、協約書であろうが、そういうことは問題にしておらぬわけですか。あるいはきのう通産大臣からも、目的がこうであるから、目的達成のためにこういう手段もやむを得ないという話もございました。しかし、私は、そういうことをやるというよりも、その目的がどういふことであってもいいとか、悪いとかでなくして、たとえば中小工企業の一つの店がつぶれる、店がつぶれるからこれは中小工企業の経営者であるいはまたそこに働く従業員と話し合つて、とにかく労働法規に違反してもしてもよろしいというような協定を結んで、店の再興のためにお互いに努力し

ても、これは厳然として労働基準法がある以上は、やはり労働基準法に適用されて処罰される、こういうことにならなければならぬ、その手段はわかりません。こうしなければならぬという手段はわかりませんが、目的の達成のためには、どういふ手段であつてもよろしいと、こういうことにはならないわけでございます。たとえば協定であつても、あるいは誓約書であつても、選手に対する心得であつても何であつても、とにかく許可を得なければならぬ、あるいは誓約書、あるいは心得を作ることが、即ち、もうすでに違反であるというふうに判断するわけですから、そこで、きのうから大いに論争を繰返したわけですが、これは私、たとえば憲法の十八条にひかかってくる、あるいは民法にひかかってくるというように判断しておるわけですが、それは絶対そういうあらゆる誓約書であろうが、協約書であろうが、そういうことをやつても、一切法律に適用しないという自信があれば、これは確たる御答弁を、通産大臣でも局長でもいこうです。明快に一つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木重工業局長) 問題は結局先ほど申し上げました選手の協力を得て行われる事項でございますから、従つてこの点が、実際問題として非常に行き過ぎであるということになれば、これは問題は起ります。しかしながら、かような点であるかどうか

という点にかかるわけでございまして、通産省といたしましては、さようなことのないように、十分今後も注意していききたい、かようなことであります。

○阿部竹松君 ないようにやるということは、これは置みかけるようで、非常に工合が悪いのですが、そういうことをやらないということですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 行き過ぎのないようにしたい、かようなことでございいます。

○阿部竹松君 そうしますと、こういう問題は行き過ぎであるというように、局長御判断なされるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは選手の、先ほど来申し上げております選手の協力をもって行われることでございしますから、選手に対して非常に不当といひますか、行き過ぎがあるようなことがあれば、これはやはり是正すべきであると、かように考えます。

○政府委員(鈴木義雄君) 私の言うのは、選手とか、あるいは施行者ですか、あるいは審議会ですか、とにかく選手を管理する人ですね、これが両方納得しても、こういうことをやること、もうすでに行き過ぎであるというように私は判断しておるわけなんです。ですから、局長の御答弁はともかく私の聞かんとすると若干違ひますけれども、これ以上論争をやっても、これは法務省の御見解でも承わらなければ、これはどうもちのあかぬ問題ですから、一応この問題はこれで打ち切ります。

そこで、話はほかの方へ移るわけですが、二五%の内容ですね、七五%は一切還元するのですから、二五%の内

容を少しく詳しく一つ御説明願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、理事近藤信一君着席〕

○政府委員(鈴木義雄君) 二五%の内容でございしますが、その中で開催経費としまして施行者が使います分が、これは昭和三十年度の平均実績になっておりますが、一・九%、それから振興会の交付金が三%、それは競輪の実施委任経費でございします。それから納入金が、説明は全部平均でございしますが、一・一%、これが自転車あるいは機械産業の振興費として使われております。それからそのほかに施行者の結局純収入でございしますが、これが一〇・二%、かようなことに相なるわけでございます。なお、もう一べん申し上げますと、開催経費が一・九%、それから振興会の交付金が三%、それから納入金が一・一%、納入金と申しますのは、これは自転車とか機械産業の振興費に使います分でございます。それからそのほかに施行者の純収入としまして一〇・二%、ただし、この純収入の中には車券売上収入以外の入場料収入等も含んでおります。従ひまして、これを全部合計しますと、施行者の純収入に、全部合計いたしますと二六%ぐらいになります。その中には入場料の収入を含んでおるわけでございます。

○阿部竹松君 私は競輪を施行するに当って、内容の問題よりも国家の政治として、政策として、大体こういうこととで地方財政をまかなうとか、こういうような趣旨に反対ですから、小さい内容の問題にはあまり触れたくないわけです。ただ二、三とお伺ひしたいこ

とは、競馬の場合も二五%でやっているわけですね。

○政府委員(鈴木義雄君) さようでございます。平均さやうになっております。

○阿部竹松君 そうしますと、競馬の場合には、これは入場者も少いし、開催回数もほとんど十分の一か十五分の一しか全国的に開催されておらぬのに、同じ二五%ずつ取って、選手に賞金としてあげる、一例をとっても、競馬の場合には一着二十万も三十万ももらえ

るところが、競輪の方は、選手は一着八千円か幾らである、副賞などついたところで三百円か五百円の置時計一個だということに私は聞いたのですが、そうすると、どうも競馬の場合も競輪の場合も同じ二五%ずつ天引きして、あまり差がひどいというように判断するわけですが、これはどういふような内容になっておるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) どういふふうにお答えしたらよろしいかわからないのでございしますが、大体同じようなギャンブルでございしますので、大体払い戻しの額を同じように考えておるのでございします。従ひまして、競輪が七五%であり、モーター・ボートが七五%払い戻ししておりますし、また、競馬についても平均してさやうなことになるかと。かような実情でございします。

○阿部竹松君 それから一・一%というのは、自転車振興費に使うわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来は、昭和二十九年までは自転車関係の振興費でございしました。それから昭和二十九

年臨時特例法ができましたから、自転車産業の振興と、それから機械産業の振興、機械技術あるいは機械の輸出、さやうなこととあわせて使っております。

○阿部竹松君 そうしますと、この法律の目的は、とにかく地方自治体の赤字財政とか、あるいはまた赤字財政でなくとも、自治体の財政を豊かにして、福利厚生施設に使うとか、学校を建てる、橋をかける、道路を作るというやうな意味を含んでいるのですが、もう一つは、自転車工業の振興費に充てるのだ、大きなのは二つです。ところが、今お伺ひしてみると、自転車工業の発展のためには、わずかに一%しか使っておらぬ。それから施行者の方は九%と、それがしかし地方財政確立のために、こいういふ美しい言葉でやるのであれば、日本には四十三都道府県があつて、どの県が金持ちで、どの県が貧乏か、私わかりません。しかし、私ども常識的に判断して、神奈川県、東京都あるいは埼玉県、大阪府、こいういふ所は日本でも地方財政が豊かな所だといふふうに私は判断しておるわけなんです。ですから、日本四十三都道府県で、貧しい所がやつておるのであれば、これは非常にけつこうであるけれども、しかし、日本で有数な地方財政の豊かな所がやつておるし、一方目的の一つである自転車工業の発展のために使う費用は、わずかに一%であるといふことになれば、もう目的が達したためにこいういふことになったか、あるいはこの法案がとにかく出発当初の趣旨が完遂されたか、あるいはもうてんで問題にならなくなったかといふことになりませんか、この点は局長

どうお考えになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 自転車産業の振興につきましては、本法制定の際、この競輪というものが地方財政に寄与するともに、自転車産業の振興に寄与するといふ目的を持ってきたわけでございます。当初は、実は昭和二十九年までは大体年々二十億円ばかりのものを国に納入されてきて、そのうち三分の一、七億円程度をずつこれは自転車産業への振興費として使つて参つたわけでありました。それが臨時特例法によりまして、その範囲

〔理事近藤信一君退席、委員長着席〕

を上げて、自転車産業以外の機械産業の振興に使う、かようなことになって現在まで使っておるわけでありました。今度の改正法におきまして、これと同じ趣旨で一・一%を使うようになっておりますが、その使い方につきましては改正案では、いろいろ先般説明いたしました通り、監督の行き届くように、本法に基きます法人によりまして運用していく、かようなことになっております。それから競輪制度と地方財政の関係でございしますが、従来から本来の目的に従ひまして地方財政に寄与するといふわけで、地方公共団体、特に市町村等は指定を受けて、それによつて競輪の利益を均霑されるわけでございします。さやうなことで従来ずっとやってきておる次第でございします。ただ、実際申し上げますと、競輪を今後新しく許可しないといふことを、はつきり制度としてとつてきておりますので、新しい競輪場が実はできません。従ひまして、従来やつておられたところに一応しはられるわけでございします。そう

いうような点で若干、公、不公平という点があるかとも思いますが、今後はできるだけ与えられた制度の範囲内で、均霑化ということも十分考えていかなければならないと考えている次第でございます。

論が發展していけばなりますよ。そう局長はおとりになりませんですかね。

多い。ほかのギャンブルともならみ合せてみなければならぬ事情にもあるし、それから実際問題として現在実際に地方財政に寄与する部面が相当多い、ですからにわかにはこれを廃止することはできない。さようなことであるので、もちろん新しいものは認めないにしても、現在あるものも、できるだけ弊害を少なくしてギャンブル性を薄める、あるいは内容を改善していく、さようなことで弊害を最小限度に少なくするという方法でやるべきであるという結論からこの法案を出したわけで、そのような方向でわれわれとしては今後やっていきたい、かような考え方であります。

し、三万円何がし、これも理屈に合わぬでもないと思うのですが、選手の高のピークが二年とか三年とか承わっておるのですが、そうすると最後はまたことにもじめだ、さように判断するのですが、そこがわかりかねるので、一つお聞かせいただきたいのですが。

ができておりまして、それによって運用されておるわけであります。

○阿部竹松君 その新しく許可しないというところが、私わからぬのですよ。きのうからの御答弁で終始一貫しておることは、これをずっとやりま

○政府委員(鈴木義雄君) これについていろいろ考え方があって存じますが、まあ、競輪としてはギャンブルという性質のもので弊害も相当多いので、従ってできるだけ弊害を少なくするということ趣旨でございますので、われわれとしては今までできたものは認める

○阿部竹松君 通産大臣にお伺いいたしますが、この競輪場のある地方自治体、都道府県とかあるいは市町村、これに対する場合とそうでないところに対する場合と交付金が違いますか。そういうことは全然関係ございませんか。

○阿部竹松君 収入……まあ収入でしよう。(笑)それはまあそれでいいでしょう。そうすると一体この選手という職業は、まあ賃金をもらっておる労働者であれば労働基準法が適用されとか、商売をやっておる人はそれぞ

○阿部竹松君 これは私も通産省からいたいておるあれには、選手の保護的な条件を書いたものは一冊もないんですかね。

さねばならぬということになると、将来の一角を二%にしなければならぬとせんでしょうし、地方財政のためにもやるのだという、あなたの方の御議論からすれば、今後やりませんという理屈は成り立たぬでしょう。そういうことになりませんか。もうこれからは新しくやりません、しかし今あるところ

○阿部竹松君 そうすると端的な言葉で言えればできたものは仕方がない、しかし、弊害があることは認める。これから将来は場所はやしません。従来できたものは仕方がありません。ほかかぶりていくのだ。端的に言うとか、お答えはこういうことになるわけですか。

○阿部竹松君 これは通産大臣のおっしゃる通り、質問中気がつきましてが、これは自治庁関係ではなからうかと思ひますので、今の御答弁でいいかと思うのですが、それではきのう若干質問したに触れるわけですが、選手の大体の平均所得、それからA級、B級に分けて二万円何がし、三万円何がしという話がありましたね。しかし、大体選手の寿命はどのくらいですか。私も選手が五十五歳で全部が

○阿部竹松君 収入……まあ収入でしよう。(笑)それはまあそれでいいでしょう。そうすると一体この選手という職業は、まあ賃金をもらっておる労働者であれば労働基準法が適用されとか、商売をやっておる人はそれぞ

○阿部竹松君 それはどういう名称の法律ですか、競輪法ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪法の条文にさような選手の出場条件の適正化に関する義務が施行者に課されておるわけでありまして。

○阿部竹松君 これは私も通産省からいたいておるあれには、選手の保護的な条件を書いたものは一冊もないんですかね。

○阿部竹松君 これは私も通産省からいたいておるあれには、選手の保護的な条件を書いたものは一冊もないんですかね。

○政府委員(鈴木義雄君) 選手につきましまして、実はこの自転車競技法にも規定があるわけでございます。二つございまして、一つは、選手の登録制度に関する規定がございまして、それからもう一つは、選手の出場の条件に関する適正化ということを何といひますか、命する規定がございまして、さようなことである程度の規定はございまして、それ以外については規定してございまして、従来いろいろのしきり

○政府委員(鈴木義雄君) 自転車競技法の現行法の十三条に「競輪施行者及び自転車振興会は、競輪場内の秩序、それからいろいろ書いてあります。その維持、それから「選手の出場に關する適正な条件の確保」それから以下いろいろありまして、「その他必要な措置を講じなければならぬ」ということが十三条に書いてございまして、それから今度の改正案におきまして十四条を改正しまして「設置者に対し、選手の

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

○政府委員(鈴木義雄君) これにつきましまして、昨日も御説明したかと存じますが、この委員会におきまして一昨

出場又は競輪場若しくは場外車券売場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令」をなすことができるというふうなように第十四条を改正して、選手の出場に関する条件を適正にすべき旨の命令を適法大臣が出せるように改正することを、今提案いたしておるであります。

○阿部竹松君 前の十三条は局長の解釈が半分くらいで、半分くらいは選手を拘束しておるということになるわけでしょう。必ずしも選手の身分保障のためにある法律じゃないわけですよ。ここで私は局長と法解釈論争をやろうとは思いませんけれども、そういうつもりでお書きになったのでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) この点は昭和二十七年の改正で、現行法の十三条ができておるわけでありまして、改正されたわけでありまして、そのときの経緯は、やはり選手の保護をするための趣旨から、この条項が入ったというふうにはわれわれは聞いております。

○阿部竹松君 そうしますと、これは私どもの委員会はこの自転車競技法とオート・レース法ですが、これは局長の管轄外で御質問するのはどうかと思ひますけれども、オート・レースとか、あるいは競馬、これも大体似たり寄ったりだと思ふのです。それから野球、こういうもの、まあ果して給料であるか、賃金であるか、収入であるか、局長のように収入であると答弁されれば、一番簡単にこれは解決するわけですが、こういうものの一般に対する法律はないわけですか。

○阿具根登君 関連して……。今ちよつと非常に大事なことを阿部委員質問で、それに対して局長の答弁があまり

なかったで関連して質問しますが、十三条、十四条、まあ十三条の方についての説明で、選手の出場に関する適正な条件の確保ということ言われてゐるのは、これは選手の待遇その他いろいろ御答弁があったと思ひますが、それでは今まで阿部委員が質問しました選手の方の待遇は、適正な条件の確保にかつておると思うかどうか。適正な条件の確保とはどういうことか、その点一つつきりさせていたいただきたい。第十四条の方は阿部委員から指摘されたようにこれは全然別個です。十三条だけに選手の適正な条件というのが入っているのは……。十四条の方は選手を出すためのこれは命令規定です。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の阿具根先生の方の御質問を先にさせていただきますかと思ひますが、これにつきましても、選手の出場条件に関する適正な条件、これにいろいろ広い意味の考え方があつたわけではございまして、たとえば選手の賞金、あるいは懲戒の措置とか、あるいは選手の災害の問題とか、あるいは先ほど来問題となつております賞金制度、かような問題とか、それから幾ら、最低幾らくらいをやらうとか、そういうふうないろいろの問題がございまして、一番問題は、賞金制度が結局収入になるかという関係がございまして、これについては昭和二十八年から二十九年にかけていろいろ問題がございまして、検討した結果、当時選手等の要望もございまして、一、二%ばかり賞金も増額を行なつて、昭和二十九年の四月から発足をいたしましたわけでございまして、現在も実はまた最近の状況に應じまして増額の問題が出ており

まして、これは目下委員会ではいかにすべきか検討中の段階にございまして。阿部先生の方の御質問は、何かかような、同じような仕事を選手とか何かに対して、これを共通に規制する法律とか、保護するものはないかというふうな御質問ですが、現在のところでは、私の知つておるところではないと思ひます。それぞれの各法規に關係の部分がかバーされておると、かように聞いております。

○阿具根登君 賞金は選手の収入であるということですが、それは収入に間違ひないでございまして、それでは収入というものは、選手的生活条件の上において、その賞金によって、それが生活をかバーするものを賞金と言つていいのか、あるいは賞金というのは全然別個だと、これは収入に間違ひはございせんが、選手が一番いいコンディションのもとに競争ができるための生活の維持は十分みな上での収入だ、賞金だと、こう考へておられるのか、それとも賞金をかち得ないような人は、これはもうつまらぬのだというお考えか、その点をつきりさせてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 賞金制度には二つございまして、一般の賞金と、それから参加するものに對して出ます賞金と二種類がございまして、参加賞金については、これは画一的にだれにも出るというふうなものでございまして、一般賞金の方は、これは優勝劣敗によつて、一方は幾らでも相当賞金を得ますし、うまいかかない人は非常になつておられます。かような制度になつておられます。先ほど来、昨日も申し上げましたが、その平均が約五万五

千円、それをそれぞれに分けますと、この前申し上げたような数字になると、かようなことでありまして、まあほかの同種のもの、選手、競輪とか、オート・レース、モーターボートなどと似たり寄つたものになつておりました、われわれとしましては、もちろん選手というもののですから、優勝劣敗の原則によつて処理される建前がございまして、ある程度やれば、何とかやつていけるものではなからうかと、かように考へております。しかしながら、全般的の問題としては、たゞいま申し上げましたように、最近の情勢から見ても、またこの増額の問題が起つておりました、そういう点について十分かような問題を検討していき

たい、かように考へております。

○阿具根登君 賞金をはずして平均収入はどのくらいですか。賞金を含めて平均額五万五千円と言つておられますが、賞金というものは、その選手の生活に對象にしたものではないのですから、だからその賞金をはずしてしまつて一般収入はどのくらいになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し上げました通り、選手の収入は全部賞金によつておるわけにございまして。賞金の中にいわゆる賞金と参加賞金と二つございまして。

○阿具根登君 関連だからあまり長くやりませんが、その一般収入の三万六千円というものは、旅費から宿舎全部入つておられますか。それとも旅費、宿舎、その競走中の食事、すべては振興会が持つことになつておるのか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の三万六千円の賞金は、もちろんそれと無關係で賞金として入るわけにございまして。そのほか昨日も御質問がございまして旅費とかいうふうなものは、競輪の開催の方から別に出る。しかしながら食費、そういうふうなものはやはり自分の収入の参加賞から支弁しなければならぬ、かようになつておるわけでありまして。

○阿具根登君 きのお質問があつておれば御答弁なくつけようです、議事録で拝見いたしますが、そうしますと一人の選手が一年間のうちに何回出場するか、三万六千円というのは一年間の平均であるのか、競輪開催当時の平均収入であるのか。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいま申し上げました数字は昭和三十年の一月から十二月まで、しかも一年間を通じて出ております選手の平均でございまして、一年間の平均した一カ月の平均でございまして。

○阿具根登君 それは一年間を通じて出場した人の一カ月の平均だということですね。だからそういう一番条件に恵まれた人でなくて、一年間出場できない、いわゆる全部の平均を一番いい人だけの平均を取つたらこれはみんないいのです。官庁の給料を幾らかと

から局長の平均じゃなくて一般公務員の平均、それを聞いています。

○政府委員(鈴木義雄君) 統計が別になりませんが、今度は三十年の一月から十二月まで全部出なかった方が千名ばかりでございます。その連続して出ないその平均を申し上げますと、その平均が大体三万四千五百円、そのようになつております。その中で参加賞の部分は一万四千円程度でございます。一般の賞金が二万円、かようなことになつております。

○阿具根登君 そうしますと、これは登録させておきさえすれば、出なくても平均の三万四千円というのは入るのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 出なければ出ません。従いまして今申し上げました数字は一年間引き続いて出なかった方が、かりに半年出た、あるいは一ヵ月出た、そういうふうな出た場合だけの平均を取りました平均の数字でございます。

○委員長(松澤兼人君) 一年を通じて出なかったけれども、出たときだけの平均を取ればそういうふうになる。

○阿具根登君 それはそうなるわけですが、それを聞いておられるのじゃないのです。それは登録しておいても、これがいろいろな事情で出られない方がたくさんあるだろうと思ひます。また、出たことも出場させられない人がたくさんあると思うのです。そういう人たちが出たときだけの平均、それは困るのです。それはさき言ったように局長の平均です。だから全部の登録している人が、出た日と出ない日と全部含めてどのくらいになつておるのですか。出たときだけを見たらだめです。

よ、一年間出た人と同じことですから。

○政府委員(鈴木義雄君) お答え申し上げます。三十年の平均で大体全部賞金が出ました分が三十二億でございます。それから選手は五千三百七十五人おります。そうすると、三十二億を登録選手、それで割りまして、十二で割りますと、四万九千九百一十一円、こういう数字になるわけでございます。

○阿具根登君 これは賞金が入つておるでしょう。二つの賞金ではなくて、勝つたときの特別の賞金が入つて三十二億でしょう。

○政府委員(鈴木義雄君) さようでございます。両方を含めております。

○阿具根登君 私は一着なり、二着なりになつたりして優勝の賞金をもらつたときの、それはこれから度外視して聞いておる。最初から言つておるようには、これは度外視していただかなければできない。それを度外視しなければ三十二億を登録選手で割つて、十二で割つて四万九千九百一十一円になつたと、これではほんとうの数字にならない。

○政府委員(鈴木義雄君) さようにいたしますと、大体先ほど申し上げました三十二億の中に、一般賞金が二十億円でございまして、参加賞金というものはだれにでも入る賞金が十二億でございます。従いまして今の数字の三分の一が大体参加賞金だけの頭割りの数字というふうになるわけでございます。そうしますと、約五万円でございまして、一万五、六千円というのが平均された数字でございます。

である、というふうにお考えになつておるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接さうなことになるかどうか存じませんが、結果から見まして、参加賞を員数で割りますと、そういうような結果になります。それが従来の選手の参加賞による収入であつたわけでございます。それについて最近賞金制度全般に増額という意見がございまして、目下最近の状況に応じて検討しておるという段階でございます。

○阿具根登君 関連ですからこれでやめますが、ただいまのお話を聞いてみましても、競輪をやつて、これは賭博性のものでも私どもは反対しておりますが、莫大な利潤を上げて今度七五%は……、参加者に賞金を返すようになると思ひますけれども、結局その中にちよどサル回しのサルみたやうにある千数百メートルの競技場を走り回つて綱づけされておるやうな格好で、そして一万五、六千円の収入でたぐさんの人の射幸心にこれが利用されておる。こういうことがいいか悪いが、先ほど阿部君の質問にもありましたように、この人たちは四年か五年の選手の寿命しかない。こういうことで適正な労働環境にあるかどうかという問題になつてきますと、私は非常な疑問がある。それからまた、この競輪をやるためにはたぐさんの従業員が使われておりますが、その人たちに労働法なり基準法なり定められた恩恵は、ほとんど浴されておらないで、その日その日をその競輪だけの契約でやられておる。こういうことを考える場合に、莫大な利潤がありながら、しかも、それを地方自治の経済の興隆に寄与するといつて

吸い上げておきながら、それに参加している従業員諸君は、非常なみじめな生活をされておる。こういうことは私はまことに考えるべきことであると思ひますので、阿部委員の質問が済みましたら、この点については再び言及したいと思つておりますので、私の関連質問はこれで終わります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけて下さい。

○国務大臣(水田三喜男君) さっきの御質問でございまして、交付税の中で、九二%が普通交付税、八%が特別交付税になつており、普通交付税の方では変わりますが、特別交付税の場合は、前年度の競輪等の事業収入の実績を考慮して差し引くという措置をとつておるやうでございます。

○阿部竹松君 鈴木局長は、衆議院の商工委員会の方では、よく知らなければ、ちよど明瞭に割り切つてやろうという質問が多く出るし、こちらでは、何とかばくち性はなくする方法はないかというので、非常に答弁に困ると思ふんですが、これは三十一年度の後楽園か川崎の一年間の総収入というか、一体その収入と支出のデータをいただくわけにいかんのですか。これはおそろく通産省にはないと思ひますが、責任者は安井さんですね。これは一つ連絡していただきたいと思ひます。それから競輪選手の中で、女の名選手が百何十名、二百名ですか、五百名ですか六百名ですかおられますか。それはパイロットさ女の人があるんで

すから、どうかと思ふんですが、実際からだの障害には、影響はないんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 女子の数は、三十二年一月末現在で四百九十三人、約五百人でございます。からだの問題については、まあ十分注意しておると思ひますが、特に今までわれわれの聞いておりますところでは、非常に大きな問題というものは聞いておりませんが、それはもちろん選手をいたしますから、それぞれ、それに応じた問題もあるかと思ひます。

○阿部竹松君 さいぜん男子の場合には、選手としての寿命が三年四ヵ月ということでしたが、女子の場合はどのくらいですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 男子は、先ほど申し上げました四、五年とか、五年、六年というやうな程度が多いと思ひます。それから女子の方は、これは結婚するとやめるケースが多いものでございまして、統計等は出ておりません。男子よりは少いんじゃないかと考へております。

○阿部竹松君 それから競輪開催場へ行つて見ますと、相当多数の警官が、警備のためですか、出ておりますね。いかに通産局長や重工業局長が、健全化したといつても、やはりあんなの御答弁のやうに思つておらぬと見えて、警官がたぐさん来ております。ほんとに健全化したんだつたら、あんなに警官が出てくる必要がない。しかし、ああいうやうに警官がたぐさん出てくる場合、競輪があるために警官が必要だといふことになりましよう。従つてああいう予算は、一体どういふことになるんですか。それから振興会で、

一〇〇%の中から、三%費用で天引きするわけですね。そうしますと、その振興会の方は膨大に金がある。これはうわさでしょうけれども、そういうことを聞くのですが、振興会は三%をどういうところに使うわけですか。その二点を一つ伺いたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪開催の場合の競輪場内の警備のために派遣される警察官に対する警備費の問題であります。これはもちろん当該のそれぞれの役所から支出がされるわけでございますが、従来施行者がその経費の一部を負担しております、実は一昨年の国会でこの参議院の商工委員会でも、その取扱ひについて御質問がございまして、そういった取扱ひを統一しろということがございましたので、通産省も競馬とか、モーター・ボート関係にも同様な問題がございまして、関係各省が相談しまして、自治庁とも相談しまして、各当該の競輪の施行者から、負担する一部の経費については当該都道府県の支出長に納入するという方針をきめまして、それで合理的に一致した結論によつて処理している次第でございます。

それからその次の第二番目、三%の問題でございますが、地方の振興会は三%以内の経費をもらひまして、競輪の開催実施の実務をやつておるわけでございます。従ひまして競輪の開催の実務を各施行者から委託を受けてやつておる、かようなことでございます。それに費用は使われるのが原則でございます。

○阿部竹松君 そうすると、たとえば実務ということはあれですか、審判員にお金を払つたり、それからあそこで計算する人が、整備員なら整備員といううな人が五百人くらいおられますね。そういうものの一切の給与を払うということですか、実務ということ。賞金やなんかはこの三%に入つておらんというふうな、さいせん御答弁があつたようですが。

及び任命に関する事項」というふうなもの、振興会に委任するわけでございます。……失礼しました。今の申し上げましたのはこれを除くのでございまして、これ以外のものを一切委任することができるとございまして。

○青柳秀夫君 そうしますと、開催経費というものは、開催経費に準ずる費用があるということなんでしょうか。そういう、準ずる費用は三%の中から払つておる、こういうわけなんですか。私は、開催経費という中にも、全部一切がござい入つてしまふ、その方がはつきりして……三%というものが何かわからないのだな。そういうものに対して一つ……

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほどと間違ひました。私の答弁が、一番初めの阿部先生からの質問にお答えした点と一致するわけがございまして、ちよつと私勘違ひをしておりまして、開催経費は、施行者が使ひます開催経費は一一・九%、振興会に交付します金は三%、従ひまして、これは別でございまして、ですから全部施行者の委任を受けてやる仕事は三%でございまして、一回の施行による費用というのは、施行者の開催経費の一一・九%と、振興会の部分の三%を加えた一四・九%というのが、開催の全部の費用でございまして。間違ひしたので訂正いたします。

○青柳秀夫君 くだいようですが、三%ですね、三%というものは、次の納入金というものは、一・一%、これは自転車その他機械産業振興に使つたとばかりしておるのですが、振興会には三倍くらい三%というものが出てい

る。この三%というものは一体どういうことに要り用なのか、要点だけでいいのですけれども、開催経費は上に一一・九%となれば、開催経費と関係はない国の機械工業の振興には一・一%をとつてあります。どういうために三%が要るのか、僕にはちよつとわからないのですがね。そこをただ簡単でよろしうございましてから、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪の開催の仕方の実施を委任するわけでございます。たとえば、競技の検査とか、あるいは審判員の問題とか、さような意味のことによつて実施の委託を受けることによりまして、使う費用になつております。

○青柳秀夫君 いま一つ、それが私は、上の開催経費というのと、どうもそこをちよつとわかりにくいのですけれども、そういうので政府としてはいいのでございまして。そういうふうな何か……、不明瞭なんですからね。開催経費といふは、一切開催の費用を一括して委託しようが何だろうが、一切施行者が払ふべきものだ、それが私は普通の行き方だと思ひますけれども、どうも開催経費じゃ足りないのだというところがはつきりしないのですが、いま一回一つお答えをお願いいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の問題でございまして、実は省令によりまして施行者自身がやらなければならぬものを除いては、施行者が地方の振興会に委任することができるとございまして。従ひましてどの程度の範囲までを委任するかということは、施行者のきめ得ることでございます。その意味

において、委任しました以上は、施行者が自分の仕事を分けてやるのでございまして、施行者は十分それについて監督していくわけでございます。その費用として現在百分の三以内というところでございまして、実はこの改正案でも、この点についてもう少し具体的にするために、施行の範囲を広げます、省令によりまして実際の百分の三以内のきめ方を委託する仕事によりまして具体的にきめていく、それから同時に、また売上金の額によりまして、それも率をきめていくというのを省令で規定するように考へておるわけでございます。

○阿部竹松君 何べんも繰り返しておそれ入りますが、そうすると、国で振興経費ですか、自転車工業発展のために使うのが一・一%、それから振興会が三%、それから施行者が一・一%ですから合計幾らになりますか、一九%になりますか。そうしますと、あとの六%が實際選手にいく、こういうことですか。

○政府委員(鈴木義雄君) そうとは思ひません。施行者の使ひます開催経費は一一・九%でございまして。

○阿部竹松君 一一・九%ですね。○政府委員(鈴木義雄君) 振興会の交付金は、これは施行者が振興会に委託してやります費用、これが三%、それから国への納入金が一・一%、それから合計して一六%になります。それからあとの残りは施行者が地方財政と申しますか、純収入として取るわけでございます。それから今の選手の賞金は開催経費の中から支弁されるわけでございます。

○阿部竹松君 九%がですか。
○政府委員(鈴木義雄君) 一一・九の中から出るわけでございます。

○阿部竹松君 そこで一切の経費はこの一一%から払う、それから国へは一・一%お払いする、施行者がとにかく九%を取って都道府県なり地方自治体の財政に繰り入れる、そうすると振興会で三%、六百億ですから二十億ぐらいの金があるのを、一体どこへ使っておるのか、それをお聞かせ願いたいというのがさいせんの質問です。

○政府委員(鈴木義雄君) 大体施行者が振興会に委託しましてやらしてあります仕事のおもなものは、競技実施上のいろいろのことでございます。選手の手配とか、自転車の検査とか、競技審判とか、番組の編成とか、きょうなものでございます。そういうふうなものを委託を受けて地方の振興会がやっております。その委託する範囲は経費的にしられておまして、百分の三以内ということで地方の施行者がそれぞれ地方の振興会に委託してある、かようなことでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、内容的にいつて、とにかく後樂園のようなところも三%、あるいは徳島県の小松島、新潟県の弥彦、こういうところも三%、まことにむちゃくちゃです。そこで、もう一つわからないのは、とにかく一一%を取って一切がさいやるとあなた方おっしゃっておるのですから、そのほかに大体後樂園のようなところは三%必要ない、何のために三%使うか、これが○・〇一ぐらいだった話かわかりますが、何のために使うか僕は不思議でたまらぬ。そういうところから、私は信じませんけれども、

振興会の金が余ったとか何とかいうデマが飛ぶ。そのところをもう少し明確にお知らせ願いたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 法律は三%以内というふうになっておりまして、それぞれ施行者が委託する範囲によってきめておるわけでございます。それから先ほど申し上げました開催経費の問題は、施行者として過去の昭和三十年度の実績として、施行者が開催経費として使ったのは一一・九であったということでございます。それから振興会の交付金が三%、これは地方の振興会が施行者から委託を受けて開催に使った経費がこれであるということでございます。この合計が実際の開催経費になっておるわけでございます。ですからむしろ単純に開催経費が幾ら使われるかと申し上げますと、この合計が開催経費である、そのうち施行者の使ったものが一一・九であり、施行者から委託を受けて振興会が使ったものが三%、かようなことになるわけでございます。実は率のきめ方等いろいろございまして、結局施行者が振興会に委託をしてやる仕事でございますから、委託の関係におきまして施行者としては十分振興会を監督して、むだのないようにこの三%を交付し、そしてやり方については十分監督しておるわけでございます。しかしながら、ときにありますと予定以上に売り上げが多くあつたというふうなことで、余剰のある場合がございまして、これにつきましては一部積立金というふうなことも使われておりますが、余剰がありますと、施行者としてはいろいろ考えがあらりますので、余りがあれば、さらに委託してやるというふうにして、できる

だけ余剰のないようにやっておるわけでございます。従来はそういうことでございまして、これからこの改正におきましては今年度も変えますし、やり方も法律に基きまして最高限度の範囲内、何といひますか、委託の仕事の範囲ごと比率をさらに変えていく。それから非常に売り上げの多いところと少ないところの率を変えていくというふうなことを考えて、省令等によりましてこの内容をもう少し具体的に變更しようというのが、今度の改正案に基きましてわれわれがやりたいという考え方でございます。

○阿部竹松君 局長、ここでべらべら答弁なさつても今より二年前、きのうも論争になったけれども、参議院で付帯決議がついた。その決議に従つてあなた方審議会で十四回お集まりになつて答申した。そうしたらとにかく一週間おやりになつておるところがやめたつて一日くらいしかやめていない。少くとも最低五日間か六日間お通しやっておる。あなたごらんになつたかどうか知らぬけれども、東京中の駅にみな競輪場のポラをはり、勇ましいところは、ただで自動車をもつて迎えに出ておるといふふうに盛んなものです。自費も何もない。あなたはここでそういう御答弁しておるが、実際の問題と違ふことを言っている。それはそれとして三%以内であるから、監督官庁でうまくやっておるだろうというところですが、私どもは後樂園で三%取つたというのを聞いた。これは私の誤りかもしれない。それは三%の範囲内であるから三%は取らぬという局長の御答弁は間違いないですね。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問が

ちょっとわかりませんが、後樂園のことでずと賃貸料のことでございます。……これは振興会に委託するのですから、後樂園でなしに東京の自転車振興会がやるわけでございますから、後樂園自体とはちよつと違ふわけでございます。

○阿部竹松君 それは後樂園ばかりじゃない。競輪場を借りておるところは西武園なんかもうでしよう。あれは堤さんから借りておる。ボロクソ競輪場一回三百万円くらい取るらしい。あれは局長、通産大臣實際行つて見てもいい。赤土がどろどろして、走るところはコンクリートで設備しておるが、雨ガサをさして競輪場を見ている。泥沼と一緒だ。あれで三百万円取る。こういうのをあなた方熱つて見ている。私の方には監督の権限はありませんとおっしゃるかもしれない。振興会とのかく二十億近くの金を取つておるのですから、今局長が御答弁になつたくらいでは十億も二十億もかかりませんよ、ですからもう少し懇切に説明して下さい、そうすればわかりますよ。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の御質問の点は、おそらく競輪場の賃貸料の問題かと思ひます。これは過去においていろいろ調べてみますと、所によつては三%取つていましたし、もっと少ないところもございまして、また四%程度になつておるところもございまして、これは従来は私契約で、競輪設置者とそれから競輪場所所有者との間の契約になつておるわけであります。きょうなことになつておりますが、実は今度の法律ではやはり先ほど選手について申し上げましたが、競輪場の賃貸に関する条件に

ついても、適正化について通産大臣が措置できるような道を開くことにいたしております。従ひましてわれわれもいたしましては、今後全般的にかようなものについては十分調べて、適正化のラインに沿うように努力して参りたいと考えておるわけであります。

○島清君 ちよつと関連して。局長、こういうことじゃないかと思うのですが、たとえば振興会の方の三%、あれがきめられた当時は、大体後樂園の売り上げが今のような状態を予想しなかつたときだった。多分私の記憶が誤まりでなければ、あの当時には後樂園の売り上げが一億程度だといふふうに見て三%というものがはじき出されたのじゃないかと思うのですが、今じゃ五億か六億ある。そこでそういうところでも三%、それから大分とか弥彦みたいなところ、赤字のやりくりにあくせくしてつづれるかどうかというところでも三%、こういうところにか不合理なものがあるのじゃないか、そこで、こういう改正案を出されるときに、こういう問題に対しても、経済的な規模に立つて、こういうことの改正がはしかつたのじゃないかというのを私も聞きたいのですが、阿部さんの質問の要旨もそこにあるように思ふのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 賃貸料の問題につきましては、過去におきましてはきょうな状況で、いろいろ私契約によつてできておりましたので、設置者と施行者とそれから競輪場の所有者との関係になつておりましたわけでございまして、今度の法律では賃貸の条件に関する適正化について通産大臣が命

令し得る道が開かれるわけでございませう。従いまして、今後はわれわれとしても十分この点について調査をし、必要な場合には適正化の方向によつて、できるだけかような問題を善処するよう努力していきたいと考えております。

○島清君 競輪場の賃賃料の問題じゃない、三三の問題です。あの当時、三三をきめたのは、売り上げというものが少し低かった時代じゃないか、今日のよな隆盛を考へてきめられたのじゃないのだから、だからこういう場合にはやっぱり三三という問題も考慮に入れたべきではなかったかということをお聞きたかったのですが、阿部さんの質問の要旨もそこにあると思うのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の振興会に對します交付金は、従来は画一的に百分の三となつておりましたので、今度は売上高によりまして変えたいというところが一つ改正案の考え方にあるわけでございませう。従いまして、小さいところと大きいところと區別をいたしまして、最高限を小さいところをもう少し上げ得るよう配慮し、それから同時に一括してやりますと、これもいろいろ弊害がございませうが、内容もさつき御説明いたしました通り、委託する仕事の別に率をきめていく、従いまして、法律に基いて、省令ではちょっと複雑でございませうが、売上金額の大ききによつて率を考へるということと、それから委託します率の範囲内によつてパーセンテージを変えていく、この二つをかみ合せながら省令でそれを具体的にきめていく、かようなことを配慮しているわけでございませう。

○島清君 そうすると、振興会交付金は最低は三三、それから売り上げの低いところでは、それ以上もやり得ると、こういうふうに省令をきめたいというわけなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 最低三三以内ということでございます。最高は千分の六五、六五以内でございます。

○島清君 最高は六・五以内、最低は三三と、こういうことなんですか。そこを適正に省令できめていくと、こういうわけなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 法律で申し上げますが、今の地方に對する交付金は、法律によりまして、第十条で、別表に掲げる金額をこえてはならない、かようなことになっておりますので、全部以下になります。別表におきましては、一番売上金額の多いところは千分の三三以内、それから一番多いところは、四千万円以下の売上金の場合には千分の六五、すなわち六・五以内、それを省令できめて、いずれもきめず場合の最高限を見まして、売上金額ごとに最高限をきめまして、それ以内で省令できめたいということになっております。

○相馬助治君 今のことに關連して一点局長にお尋ねしたいのですが、阿部委員、島委員が問題にしておられるのは、今の十四条の改正で所期の目的は私は達せられると思うのです。いわば別な言葉で言へば、適正な法改正を政府が提案してくれたかと思うのです。ただ、今の局長の御答弁で、非常に問題になると思うことは、通商産業大臣が競輪の施行者、あるいは振興会、あるいはその連合会に適正にすべき旨の命令が行

い得ると、この法律にはこう書いてあるので、私はこれで了解していたんですが、この内容が、省令をもって数字上の定本を当てて、これだけの売り上げのものに對してはこれだけのものに対してはこれだけのもの、こういうふうにするような御答弁ですけれども、さうなのですか。

ばうまいことになるが、損した場合に國民の税金でまかなつたんだから大したことがないという歴史的経緯で作られた所と、それからある所のごときはテラ銭をすつと……テラ銭という言葉は悪いが、売上金の交付金をもらつて、そして施設の減価償却ができたときには、その競輪施行者にたゞで上げますという契約をしておるところがあるんですね。そうすると、一がいに行行者とそれから競輪場所有者というけれども、これは千差万別なんです。歴史的條件、経済的條件、これ千差万別に、何百万までの売り上げは何ぼ取るんだ、それから上は何ぼ取るんだという省令をきめてやるという話は簡単だけれども、現実非常に即しないものができると思うのだが、省令というものはどういふふうにして作るのか、その内容を聞かなければならぬ。そうしてその内容が明確でないならば、かかる重大な問題を省令にゆだねる本法というものは、きわめて不備であると思われる、きわめて不備でない。本法の中に書かなくてはならぬ、こういうことになるので私は局長に聞いておるのです。わかり切つて聞いておるのじゃなくて、私は私なりの意見を持っておるけれども尋ねておるんです。

す。交付金につきましては、売上金額ごとに最高限度を法律できめておきまして、その範囲内で省令できつて言つた問題の内容について細目をきめる、かようなことでございます。それから賃賃料の方の問題は適正化の方の規定によりまして、適正化に關して通産大臣が命令できることになっておりますので、今までは実は放任されておつたと申しますか、施行者と所有者との關係になつておりましたが、今後はそれを十分調べた上、適正化の方法に従つて善処したいということを申し上げたわけでございませう。

○相馬助治君 たゞは施行者と、それから競輪場を持つておる者、具体的に言えば東京都と後樂園、あるいは千葉県と松戸、こういうふうなものがある。調査した範囲において、非常に私契約で契約の内容が違ふということをお聞見したわけですか。従いまして私ども、たとへば後樂園なんかはべらぼうに高いテラ銭を取つておるんじゃないかと、こゝろ常識的に考へてみていろいろ研究してみると、この競輪場が作られた歴史的経緯というものを一応やはり考へてやってみなうかならない。當時はもうかるんだかもうからないんだかわからなくて、あの区だか何だか競輪場を作つたということ許可をとつた、金を出すがない。どうしようもこうしようもなく、あれは後樂園へ持ち込んださうです。後樂園は、もうからないかわからないけれども、とにかく頼まれたからやってみようかというところでやつたら、大当りに當つてどえらくもうけているのが歴史的経緯の一つと、やはり競輪場を持つておる者が危険手当は彼らみずから分担してやつておるという競輪場とそれから地方公共団体が金を出して、もうかれ

○政府委員(鈴木義雄君) まず私の島先生に對する説明がちょっと區別されておきませんので、初めにお断り申し上げておきますが、先ほど省令で額をきめると申し上げましたのは、第十条の地方の振興会に對します交付金の問題でございまして、先生の御指摘の賃賃料の問題ではないわけでございませう。

○相馬助治君 全く了解しました。目に及んでいろいろ御説明が、設備の問題とか、あるいは車券購入に關する賭博性を考へるということ、それから今いろいろ他の委員が御質問になつたような重要な点があると思うのでありますが、これはこの法律が実行される場合には、もちろん重要な問題であるのでありますが、私はこの問題に觸れる

○政府委員(鈴木義雄君) 省令は今現在われわれとしては予定しておりません。ただ、考え方としては、個々のものに対してやるのがいいか、あるいは全体をよくバランスをとるながら見てやるのがいいかということは考へなければならぬと思ひます。省令としては現在予定しておりません。

○相馬助治君 全く了解しました。目に及んでいろいろ御説明が、設備の問題とか、あるいは車券購入に關する賭博性を考へるということ、それから今いろいろ他の委員が御質問になつたような重要な点があると思うのでありますが、これはこの法律が実行される場合には、もちろん重要な問題であるのでありますが、私はこの問題に觸れる

○政府委員(鈴木義雄君) 省令は今現在われわれとしては予定しておりません。ただ、考え方としては、個々のものに対してやるのがいいか、あるいは全体をよくバランスをとるながら見てやるのがいいかということは考へなければならぬと思ひます。省令としては現在予定しておりません。

○相馬助治君 全く了解しました。目に及んでいろいろ御説明が、設備の問題とか、あるいは車券購入に關する賭博性を考へるということ、それから今いろいろ他の委員が御質問になつたような重要な点があると思うのでありますが、これはこの法律が実行される場合には、もちろん重要な問題であるのでありますが、私はこの問題に觸れる

○政府委員(鈴木義雄君) 省令は今現在われわれとしては予定しておりません。ただ、考え方としては、個々のものに対してやるのがいいか、あるいは全体をよくバランスをとるながら見てやるのがいいかということは考へなければならぬと思ひます。省令としては現在予定しておりません。

○相馬助治君 全く了解しました。目に及んでいろいろ御説明が、設備の問題とか、あるいは車券購入に關する賭博性を考へるということ、それから今いろいろ他の委員が御質問になつたような重要な点があると思うのでありますが、これはこの法律が実行される場合には、もちろん重要な問題であるのでありますが、私はこの問題に觸れる

前に根本問題について質疑をいたしたいと思うのであります。そのことは第二十二国会における付帯決議に関連しておるのであります。一体付帯決議というものは、一つの立法を行うに当たっての立法院としての希望を表明したものである、あるいはまた、その立法に付した条件でもあるのです。この意味において法律の運用に当る行政府といたしましては、十分これを尊重しなければならぬことはもう当然のことです。第二十二国会における付帯決議は尊重したと政府は考えておられるのであります。その付帯決議を私はここで再確認をしたいと思ひます。自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議「一、競輪、競馬、オートレース、モーターボートレース等、一切の射的的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものであり、特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に關し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。」こうなつておるのであります。この点について政府はどう考えておられますか、それをまず第一にお伺ひしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) そういう御決議がございましたので、その趣旨を尊重しまして競輪運営審議會等を作り、そこでこの改廃の問題、あるいは現行制度にも改正を加える点があればということ、この審議會を通じて論議されました結果、一応の結論が出ましたので、これを昨年中間報告として私どもは当委員会に提出する、そうしておいてさらに政府の中でもこの問題を検討した結果、今度の改正案に

なつた、こういう次第でございます。○加藤正人君 この付帯決議の第一をたゞいま読み上げました趣意は、禁止もしくは制限ということでありまして、これはわれわれが第二十二国会において法律を成立せしむるに當つての条件であつたわけですね。政府はその趣意をどう考えておられるかということ、何を伺つたのですが、今の大臣のお答えでは、どうも實際問題と一致しておらないように思ふ。その改廃に關してという意味は、一挙にこれを廃止ということがかりに無理であるとしても、少くとも改正の方向は制限の方向に向ふべきである、これは常識であります。しかるに、今回提出された改正案には、何らの制限的なものが含まれていない、のみならずむしろ政府は競輪の恒久化をはかつておるような感じを与えておる。これはこの付帯決議を無視しておるもの、これは思ひなればならない。この点はどうお考えですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 私からお答え申し上げますが、いろいろ御意見もあるわけでございますが、競輪の運営審議會に出しました結論によりまして、政府におきましても検討を加えてこの改正法律案を提案いたした次第でございます。本法の中には、やはり競輪の弊害を除去するという点も考えまして、たとへば賭博性を薄めるとか、現在あります許可制度につきましても、取り消しができ得る道を開くとか、あるいは監督を厳重にするとか、そのような点で十分改正といえますか、競輪制度の弊害を除去するよう努力をいたしておるわけでございます。それから同時に、競輪場の新設につきましても、従来この法律の改正案と

並行いたしまして、新しく出た新設、昭和二十六、七年以来出ておりました新規の許可は全部却下するという措置をとり、また場外車券場につきましても、十一カ所ばかりの場外車券場につきましても、これをやめさせるといふような措置をこの一、二年來とつて参りました。かような経過でございます。たゞいま申しましたように競輪の弊害を除去するという意味で、さういふいろいろな問題を検討の結果、この法律案を提案いたしておるわけでございます。○加藤正人君 そういうことか、これは、この法律が実行されるという場合には、そのくらの用意のあることは当然だと思ふ。これがちつとも改正の方向が制限の方向に向つておらぬといふことは、私は非常に遺憾であります。先ほど大臣は競輪運営審議會の議を経て本法を提出したといわれますが、それはこの付帯決議無視ということの言いわけには一切なつておらぬ。政府は一体審議會に何を付議したのか、白紙の状態での改廃を付議したのではないでしようか。政府が付帯決議を尊重するのであるならば、いかにして禁止、制限すべきかということに付議しなければならぬはずであると思ふ。審議會にどういふ態度で付議されたか、ちつと伺ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 審議會を開催いたしました参議院の経過を全部お話しし、またこの付帯決議を配りまして、それに基きまして慎重審議をしていただいたわけでございます。○加藤正人君 そういう意味を付して審議會に諮つたとするならば、かりに付帯決議の趣意が審議會に今申されるように十分伝えられたといたしまして、審議會の出した結論が付帯決議の趣意に反するものであれば、政府自身がわかつておるわけですから、これを採択するのは誤りである。私はこの付帯決議の趣意が誠意をもって実践されないようなことならば、われわれはこの第二十二国会においてこの法律は成立せしむるのではなかつた、こう思ふのであります。この意味において、われわれは行政府の責任を追及しなければならぬと考えます。適当な時期に政府はこれを確定的に制限または廃止するということを、具体的に法文に明記する御意思はございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) これを廃止すべきかどうかという問題は、御承知のようにいろいろ異論があつてむづかしい問題でございますので、あらゆる方面の意見を聞くために審議會を開いた、その結論として今これをすぐに廃止するという方向は妥当ではない、当分の弊害を除去する方向でこの現行制度の改正をはかるのがいいというのが、大体結論でございましたし、その結論を検討した結果、政府もその答申が大体妥当だろうという考えをきかして、この法案を出した次第でございますので、政府としまして、いつこれをやめるといふようなまだ考えは持つておりません。

○加藤正人君 突然これをやめるといふような非常識なことは、地方財政にも非常な激動を与えるのでありますから、さういふ非常識なことを申すのではないのであります。その改正の方向が幾分でも制限の方向に向つておるなら、まあこれを了とするのであります。○加藤正人君 突然これをやめるといふような非常識なことは、地方財政にも非常な激動を与えるのでありますから、さういふ非常識なことを申すのではないのであります。その改正の方向が幾分でも制限の方向に向つておるなら、まあこれを了とするのであります。

車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化をはかるというふうなことをうたう以上は、これは当分の法律を續けていくという意思でなければ、こういうことは書けぬと思ふのです。私はもう今日敗戦日本も終戦後十幾年もたつたのでありますから、こういう姉がパンパン行為をして弟の学資をみつぐというふうな不体面なことを早くやめなければならぬということ、私は国民の矜持として痛切に感じておるわけでありまして、どうぞ政府ももう少しさういふ点に思ひをいたされることを、私はこの際特に大臣に申し上げたいと思ふ。これを

もつて私の質問を終ります。○豊田隆幸君 たゞいまの加藤委員の質問に關連いたしまして、まず第一点として伺ひたいのであります。第二十二国会において参議院商工委員会の付帯決議につきまして政府の方でも審議會にかかれ、その結果改善をできるだけはしたつもりだといふ趣旨の御答弁があつたわけでありまして、これについては、この立法措置として今回指定の取り消しとか、あるいは競輪場あるいは場外車券場設置の許可の取り消しとか、あるいはこの連の複式採用によつて射率性を希薄にするとか、あるいは監督を強化するとかいろいろ出ている点は一応私もよくわかるのであります。前回の付帯決議があるだけに、立法措置としていろいろやられたけれども、それを皮相的にずらずら言われたのでは、なかなか専門家でないでもないのですから、びたつたこれがいかに手、なるほど改善されたなという点ばかりが悪い点は私はある

と思うのです。そういう点において前の付帯決議との関連においても、今回とられたこの立法措置のうちこれこそあの付帯決議に沿い得るきめ手であるというふうに分らぬ確信を持つてゐるのだ、それによってやうていくのだ、それで付帯決議の趣旨は、十分とまではいかぬとしても、とにかく全うできるんだという確信、信念が、おありになるならば、それを大臣並びに事務当局の方から伺つておきたいと思うのであります。

○国務大臣(水田三喜男君) 禁止もしくは制限というんですが、制限の方向は、はっきりあれ以来私どもはとつておるつもりでございます。従つて各地から申請されても、もう受けつけないし、従来の申請分もみな却下するというように、新設を許可しないという方針をきめましたので、制限的な方向はとつておるつもりでございます。それから結局社会的な弊害があるから、こういうものは廃止すべきだという御議論になりますので、その弊害を除く、最小限度にするというための立法措置を、今度の改正では考へておると私どもは思つております。で、とりあえずそういう改正をやつて健全化をはかつて、この現在すぐに廃止するといふことは不適当だというのが、一般の意見であります以上、この改正をやつてさらにその後どうするかという問題ですが、私自身はこの問題について、いろいろ意見を述べておりますが、政府部内でもまだきまつておりませんが、で、とりあえずこういう程度の改正でしばらくやうていくというふうな考えはたわけですが、将来こういう射幸的なものを全部廃止するか、あるいは廃止

しなくとも、これ程度の弊害であるならば、これは置いてもいい。ただし、そのときに一体これから上る収入はどう使うべきか。で、地方財政に寄与するとかというふうなところに使うべきであるか、あるいはもつと政治としては大きい構想で、将来社会保障制度のあり方をどうするかというふうなものに關連して、国家予算の一定金額といふものはもう社会保障費に使う。それからこういう種類の収入といふものはあつて社会保障のひもつき財源にするといふようなことをやうて、国民の負担のうちの何%というものは社会保障の費用に使うのだというふうなものを予算の上でもこれを明確にしていくといふような方向をとるといふと、この国民全体が自分の納めてゐる税金のうちで、お互いに貧しい者とあつては病氣であるといふやうな不幸な人へ、そのうちの分がどのくらい回つてゐるかといふこともはつきりしてゐるんだ、将来予算の立て方なんかも關係して、そういう構想をとつたらどうかといふことを長い間主張してございまして、これはなかなか技術的にむづかしい問題で今与党の中では研究問題になつております。将来そういうやうなその費用の使い方について、これをどうしたならば今の社会としても一応存在を合理化するか、あるいは合理化しなければやめるとかそれをもう少し別個の大きい問題と關連せしめて解決するのがあるのじゃないかと、私自身も考へまして、この問題をあとに延ばしませんが、とりあえず現行制度から来るいろいろな弊害を最小限度にとどめるといふことをやうて、この設備の償却も御承知のやうにたく

さん残つておりますし、そういう關係者に損害をかけるということも大へんですから、一挙にやめるといふ方針はやはりやめて、今の現行制度を改正するといふやうな形でもう少し存続させて、そのあとで国会としてこのあり方についての本格的な御討議を願うのが、やはり一番いいのじゃないかと考へて、この改正案を出した次第でございます。で、将来の問題についてといふことは、永久にやうていくといふことは申しませんが、適当な機会において別個の構想と關連させて、やはり国会でこの問題について考える時期がやはりあとから来るのじゃないかと、まあそのときに御討議を願いたいといふのが、率直な私どもの氣持でございます。

○豊田雅孝君 大臣のお氣持は一応わかりましたが、事務当局として今回のこの法律改正によつて今大臣が述べられた廃止はしないが制限は強化するのだ、そういう点からどの条文を最もきめ手として動かして、その実を上げていこうといふふうに考へられておるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) いろいろ検討の面があるわけでございますが、やはり弊害を除去するといふ点から、量的、質的の競輪に対する制限という問題があり得るわけでございます。それにつきましましては、競輪場の設置の問題につきましましては、先ほど大臣が申しました通り、競輪場の新しい許可はしない、それからまた、従来ありました場外車券売場も一年くらい前におきまして十カ所ばかり廃止させたといふやうなこともございまして、この法律におきましては競輪場の、現在ある競輪

場につきましまして、ある一定の場合に取り消しができるというやうな規定があるわけでありまして、一年以上使用しなかつたとか、あるいは業務停止命令に反した場合、かような場合には競輪場が取り消しできるという規定を新しく設けまして、どちらかといひますと、競輪場の数を制限するといふ方向に向いつつあるわけでございます。また、質的な問題としましては、ギャンブル性を薄めるといふ観点から最高限の制限とか、あるいは的中の確立の問題等を取り上げておるわけでございます。

それからそのほか、競輪制度の施行の改善の問題といたしましては、やはり地方の振興會に對する監督、それから中央の振興連合會に對する監督、この二つがございまして、地方の振興會に對しましては役員認可制、あるいは事業計画の認可制によつて十分監督を実施する、それから中央の連合會に對しましては、今回この法律に基きまして特殊の法人といたしまして監督を強化すると同時に、先ほどお話がございまして、従来扱つておりました自振車、機械の振興費をこの法人に扱わせ、通産大臣が十分監督をして、それによつて運用を期すると、かやうなことになるわけでございます。

そのほかたとえば先ほど御質問がありました、選手の出場条件の適正化の命令であるとか、あるいは競輪場の賃貸条件の適正化の命令であるとか、その他通産大臣の一般監督権の問題とか、かやうないろいろの規定があるわけでありまして、また、法律に規定できましても、審議會の中間答申のいろいろな趣旨につきましましては、さらに法律の実施と並行いたしまして

て、行政上いろいろな運用していきたい問題がございまして、それについては、さらにそれによりましてしていきたいとかやうに考へております。

○豊田雅孝君 行政措置として、今回の改善の趣旨にも合致するものをめばいいものを、簡単にいいですからあげておいて下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) 行政措置につきましましては、まだ全部列挙してございせん。たとえば先ほど申し上げました競輪場の新設の許可とか、あるいは場外車券売場の新設の許可の制限、かやうなことはもちろん……。

○豊田雅孝君 それはしかし立法措置であるけれども……。

○政府委員(鈴木義雄君) 行政措置として新設の許可はできることになつておりますけれども、行政で押えることになつております。そのほか選手指導の強化とか、選手管理の改善とか、あるいは競輪のスポーツ性の要素が多い競技の採用であるとか、あるいは競輪場の環境の明朗化、あるいは事故防止の対策、さらに安全を期する方向、さやうな点、それから同時に、競輪場の開催の回数均等化、かやうなことを考へております。

し、そうして機械工業の振興、あるいは自転車工業の振興というものは、予算の形で堂々とこれを要求すべきじゃないか、そういう行き方をしないことから、通産省の商工関係の予算の拡大などが非常にいつも微々たるものになるのじゃないかという説が、相当強いのであります。これに対して通産大臣としてはいかにお考えになり、また今後どういふふうにしよというお考えでありますか、この点を伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男) 私自身はそういう考えで、そうする方がいと思っておりますが、これはいろいろ御承知の通りいきさつがございまして、元はそうなっておったものを、いわゆる一兆予算を組んだときに、こういうものは国家の収入にすべきじゃないという意見があつて、国家収入に入れないという措置をとつて、あのときにこの臨時措置法を作つたといういきさつがございまして、一ぺんそういう国として措置をとつてしまつた以上、これをまた元通りに戻すかどうかというところについては、政府部内でもいろいろ議論がございまして、当然国の収入に入れて、そうしてそういうものの振興費は予算で出せばいいのだというのと、そうじゃなくて、元来そういうものは国家の収入にならなくていいのだ、そうしてすでに施行者の収入になつてゐるのだから、施行者から一定の団体にそういう振興費を納めさせるという措置をとつてもいいのだ、地方団体に入つた金なんだから、それをあらためて国に出さなくてもいいのだ、こういう、国の十分監督のきく特殊機関を作つてそこに納付する。そして、そこからいろいろな振興費に

使つてもらふという措置も決して不当じゃないのだという意見も、政府部内に相当ございまして、結局そういう措置を一ぺんとして、振興会というものができておるのだから、これを法人にして政府が監督できるという形になれば、一ぺん地方団体に入つた金を、あらためて国庫に納めるという措置をとらなくてもいいのだという意見に最後は落ちついて、こういうことになつたのでございしますが、昔はおつしやる通りにやつておりました。また、それを變更しなければ、そのままではよかつたと思ひますが、政府が一ぺん制度を変えてしまつたんですから、変えてしまつたという事実に基づいて、これをもつと合理化する方法を考へるのが實際的だということに、最後にわれわれの意見が落ちついた、こういういきさつでございします。

○豊田雅孝君 ただいまの大臣のお話によりましますと、いとは決して思つておらぬとお考えなのであります。まして、これを漸次是正をしていくと同時に、今後の措置なり、使用の道といたしましては、あるいは地方財政の強化であるとか、あるいはこういう機械工業の振興であるとかというふうな、予算によつてはつきりいこうと思へばいいからという面以外の、たとえば結核の関係であるとか、あるいはガン予防研究の問題であるとか、そういう予算化するのには容易でない。しかもきつて重要な社会施設、あるいは社会政策費、そういう方面に重点を置いて使つていくというふうな漸次切りかえていくという御意思があつてしかるべきじゃないかと思ひますが、この点について具体的に御意見を伺ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 大臣からお指図がございしたので、お答え申し上げますが、実は競輪の今の機械、自転車の振興費は先ほど大臣から申し上げました通りでございしますが、今の社会福祉とか、あるいは国庫補助施設のためのいろいろの、ガンとか、そういうふうな問題につきましても、実は衆議院におきましても付帯決議がございまして、「競輪の施行者は、車券売上高の百分の一に相当する金額を社会福祉と公共施設のために支出するよう措置すること」というふうな付帯決議がございします。これに基きまして通産省といたしましては関係各官庁、いわゆる施行者、きょうなところと相談しまして、きょうな問題についての処理を考へていきたい、かように考へております。

○豊田雅孝君 もう一つは、今後競輪というものの射幸性を漸次稀薄にして健全なる運営をしていくと同時に、経費の余剰金の使用の道としては、たゞいま申す社会福祉施設、それから社会政策、こういう方面に重点を置かれてしかるべきだと思ふのです。一面において完全雇用、失業問題の救済という面において相当貢献をしていくように持つていくべきだと思ふのであります。そういう点から考へると、一般従業員の品位の向上、あるいは生活の安定、こういうことが最も必要になつてくると思ふのであります。従来選手の手訓練、養成、こういう点についてはなかなか力を入れておられるようでありましたが、一般従業員というものは、全く日雇ひ同様であつて、生活も安定しておられなければ、もう品位の向上をはかるなんということはもちろんできない。こういう状態をいくということ、これはやはり競輪全体の品位を上げ、また健全なる運営をはかつていくという上から非常に問題だと思ふので、そういう点で一般従業員の日雇ひ同様の形を、これを地方公共団体のやはり正式な使用人にさせて、そうしてそれに応ずる給与体系を作り上げるとか、あるいは健康保険、失業保険にいても普通の職員同様の扱いをしていくということが、競輪全体の品位の向上点について、直ちに私は日本自転車振興会なり、あるいは地方の公共団体に指示をしてしかるべきじゃないかというふうな考へるのであります。この点について大臣並びに事務当局の見解をお伺ひしておきたいと思ふのであります。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪の従業員の問題でございしますが、選手については従来から申し上げておる通りでございします。その他の従業員につきましては、果しておるわけがございします。従来臨時雇ひとかきょうな点で、十分実情もはつきりしない点もございします。が、通産省といたしましては十分これらの実情を調査しまして、その待遇について適切な処置をとるよう研究していききたい。それに基きましてさらに施行者、あるいは関係の団体に対して適正な指導をさしていきたい、かように考へております。具体的にはどのような方法がいいか、もう少しこれは研究いたしたいと思ひますが、方向としてはきょうなことで指導していききたい、かように考へております。

○豊田雅孝君 もう時間がないので、これで終ります。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を起して。
午後零時五十四分休憩

午後三時二分開会

○委員長(松澤兼人君) 委員会を再開いたします。

午後は主として中小企業関係法案について説明を聴取することになっておりますが、法案提出の経過等について、大竹委員から通産大臣に対して質疑の御要求がありました。この際発言を願ひます。

○大竹平八郎君 私は、中小企業団体その他の法案につきまして内容の説明を拝聴する前に、一言通産大臣に御所見を伺ひたいと思ふのであります。御承知の通り、本関係法案は、非常な重要な法案でございまして、これは本国会を通じての最大な法案といつても私はあえて過言ではないと、かように信じておるものであります。こういう点から考へまして、当初本委員会におきまして予定法案の説明が政府当局からなされたことがあつたのであります。それからその説明後におきまして、私は特にこの中小企業団体関係の法案を政府が出す決心ならば、できるだけ早く出してもらいたい、こういうことを非公式にたびたび申し上げておいたわけなのであります。しかしながら、その後、否として提案の状況も見ませんでしたので、実はどうしたかと思つていたのであります。が、本院に突如として五月四日に回ってきたというふうなわけでございし

て、しかも、十八日の本院開会をまぎわにいたしまして、本月初めてその法案の内容説明を聞くというようなことはです、いかにわれわれが原則的に本問題は賛成をいたして通さなければならぬといたしまして、あまりに何かわれわれに責任をシフトするものではないかというように考えるのでございます。私自身から申し上げざるならば、本案が提案をせられたときに、その以前に社会党からも出るのであります。私としましては、何とか社会党案と自民党案との折衷を見て、そうしてそこに修正案が提案をせられるというのを、一般中小企業のために望んでいたわけなんです。幸いにいたしまして、そういうことには結果においてなかったのであります、本日ここに初めて審議をするというような状態なんでございます。私は昭和四年でございますが、はっきり記憶はいたしております、ほんの少し、おそらく私が日本の中小企業の政治団体を作るときに際しまして、私は一番最初の火の手をあげた、かように私は確信を持って申し上げることができるのであります。といいますことは、当時の中小企業の状況というものが、寡頭資本の圧迫によって今日以上な悲惨な状況になっておりまして、われわれ並びに同好の人たちが見るに忍びずいたしまして、政治団体を作ったことがあるのであります。この問題につきましては、財団法人協同会が出しております社会政策時報におきまして、私と当時日本労働党の委員長でございました麻生久君が、この問題を取り上げて大論争をやったことがあるのであります。これは余談ではございますが、そういう意味におきまし

て、私はこの中小企業団体が政治的な大きな進出をするためには、どうしてもこれを結束をしなければいかなぬ。結束をするのには、法的な裏づけがなければならぬということが、そういう意味において私の多年の念願であったわけでありました。しかるに、ただいま申し上げましたようにこういうような重大法案が今ごろになってやって参って、わずか一週間かそこらでこれを慎重審議をしろと申しまでも、なかなか進みませんやこれはわからないのであります。そういう意味で私の大臣に伺いたいことは、なぜ、当初からこういう問題、しかも木田通産大臣は清廉をもってその人格をうたわれ、なおまた、政策審議会会長として特に政策に明るい方なのであります。そうして時代感覚もまことに鋭いものを持っているにもかかわらず、なぜ今少しく早く本院に回るように御努力せなされたか。一説によりますというところ、一部の非常な抑圧によって急転してこれが上程せられたというような風聞も私も聞いていますのであります。政治は夜作られるというやうなことが、たまさか日本の一部の資本家階級その他のにはあるのであります。私も現にこの間藤山愛一郎氏に向って申したことがあるのでありますが、この大法案に對しまして、関西経済連合会等においては非常な熾烈なる動きをした、経団連はさっぱりやっておらぬ。というこ

とはどういうことであるかというところ、経団連の人たちは、おれは岸に会って言っておくとか、通産大臣にいつて話をしたとかいうようなことを私どもはよく耳にするのでありますが、そういうようなことによつて政治が夜作られるということになりますならば、国会は警鐘を乱打して、これを攻撃するにやぶさかではないのであります。そういうふうに急にこういう問題が急転直下して取り上げられたという、そういう風聞の出どころが事実であるか、あるいはどういふ事情にて今日までこの大法案が遅延をしたかというようなこととにつきまして、大臣の明快なる一つ御答弁を促したいと思ふのであります。○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、中小企業の振興策につきまして、どういふ措置を行なつたらよいかというものを中心とした審議会ができました、そこで討議されましたときに、結局中小企業の振興策としてはいろいろの措置がある、金融とか、税制とかいうもので中小企業を助けるためにいろいろな措置をとると同時に、中小企業の経営の安定というものをはかるために、過当競争を押える措置がとられなければならない。これは結局中小企業の組織化によつて行ふ以外には、事態の克服はできないと、こういうことから、中小企業についての組織法案を政府は出すべきである。同時に小売商の振興に關していろいろの問題があるし、また、中小企業の分野と大企業との分野を調整するための法律も必要だということで、大體審議会の答申としましては、中小企業について三つの法

案を準備し、これを柱としてこの振興をはかるのがいいという答申が出て参りましたので、政府もその答申を検討した結果、大体それらの答申のつとめて法案の準備をしよう、こういうことになっておりまして、これは私も、就任しましたときにおいて、すでに前大臣においてその方向がきめられて、準備が進められておりましたのを私が引き継いで、それを今国会に提出できるように準備を急いだわけでございますが、なぜそれが予定よりおくれたかと申しますというと、非常にこの法案は重要な問題を含んでおりますために、政府で一応の政府案の準備をいたしました、それと与党との意見の調整に相当ひまをとりました。で、与党と政府との調整が大体できましてからこれを法制局、政府法案は全部法制局にかけることになっておりますが、法制局における段階で、法理論上いろいろな問題が出てきましたし、同時にこの法案については、公取委員会からいろいろな意見が出てくる。法制局と公取委員会の意見調整というものの、を完全にしないという、政府法案として政府内部が一致した、意見が一致したものであることにはなりませんので、この間の調整に非常に手間取ったという事情から、提案が少しおくれたというふうなことでございます、その間、最初からの方針を変えたとかあるいは突如としてこれを取り上げたというふうな事情は、この法案については全くございません。提出はおくれましたが、参議院におきましては、同時に本会議におきまして提案理由の説明をいたしましたし、また、この委員会におきましても、社会党の提案と政府

提案と両方の趣旨の御説明もいたしてございまして、衆議院が通過しましたので、衆議院における修正のいろいろ御趣旨の説明を今日行方という段取りになったわけでございます。時間をおくれたことは、非常に申しわけないのでございしますが、非常に重要な法案だと存じますので、ぜひこれの一つ今国会で御審議御可決下さるようをお願いしたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君) それでは、まず中小企業団体法案及び中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきましては、先日政府原案についてその提案理由の説明を聴取したのでありますが、その後衆議院において修正されましたので、この際、その修正の内容について衆議院商工委員会から御説明を願いたいと存じます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 中小企業団体法案に対する修正案につきまして、お手元に修正案のプリントが配付されていると思いますので、それに伴いまして御説明申し上げます。

第一点は、法案の名前の問題であります。第一、中小企業団体法という名前を「中小企業団体の組織に関する法律」というふうに直したのであります。これは中小企業団体法とか、あるいは中小企業組織法と申ししましても、実質は中小企業団体、すなわち組合の組織に関する規定を内容とする法律案でありますので、こういうふうに直したのであります。

次は、第三条の第一項の中に、中小企業団体の種類として新たに二つを加えたのであります。その一つは事業協同小組合、その第二は火災共済協同組

合であります。この二つの中小企業団体を加えたので、関係条文のところがそれに伴いまして修正を加えたのであります。

次は、第二十九条の組合交渉、組合協約のところで、交渉に行く人の資格を、原案では商工組合の代表者に限られておりましたのを、「その商工組合が会員となっている商工組合連合会の代表者を含む。」と加えて、上位団体の代表者を加えることにいたしましたのであります。

次は、字句であります。が、交渉を受けた相手方におきましては「その交渉に際するに誠意をもって措置しなければならぬ」とある原案を、「正当な理由がない限りその交渉に応じなければならぬ」と、表現を強めたのであります。

その次は、交渉の、組合交渉の相手方から「農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を営む者」といたしまして、農協、水産業協同組合、消費生活協同組合をこの対象としないうことになりましたのであります。

次は、商工組合の代表者の「調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、これは字句的な修正であります。

第四十二条に、第三項として、「主務大臣は、前項第一号に適合しているかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。」と入れましたのは、原案第九条におきまする不況要件の認定が、各都道府県におきまして異なつては、本法の施行上都合が悪いというふ

うな考え方で、なるべく第九条の不況要件を、一つの基準によって行政庁に扱わせることが適当であると考えまして、第三項を四十二条に入れたのであります。

あとは字句上の整理でございます。が、五十五條のところに参りまして、プリントの三ページの終りごろにございまして、五十五條の組合加入の命令につきまして直したのであります。それは組合加入の命令があった場合に、おきまして、原案におきましては、その者が組合員になるという事になっておるのであります。が、特定の組合に組合員にならなくてもいいという趣旨におきまして修正を加えたのであります。これが三ページの四、最後に四項と書いてございまして、続いて次のページにある事項でございます。

これは加入の命令があったときに、その命令の対象となつておる中小企業者のうちで、商工組合に加入することに支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政庁にその旨の認定を求めることができる。加入に支障のあることの認定を求めることができる。この場合におきまして当該行政庁はその認定を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならぬ、この認定を受けた者は従つて組合に入らなくていいのであります。が、外におきまして、その商工組合の行つ調整事業にかかわる制限に従わなければならない。すなわち、組合の中に入らなくても、組合の行つ調整事業に従う、協力をするといふ趣旨でございます。これに伴い、員外におきまする者に対しては、その組合の調整規程で定める例に従いまして、その調整事業にかかわる制限を実施するために必要な限度において検査を行い、手数料、経費、及び過怠金等を納めさせることができる、こういうことといたしましたのであります。

第七は、加入命令が出たときから九十日以内に、その商工組合の実施している調整規程を変更するかどうかについて總會の議決を経なければならぬこととしたのであります。これは当然の規程でございます。が、調整事業を行なつておる組合が、その途中において五十五條に基きます加入の命令があつたときに、新しく人が入つて参るものでありますから、九十日以内にその調整規程を検討する機会を持つことが適当と考えまして、そういうふうにしたのであります。

あとは字句上の整理でございます。が、五ページの設備新設の制限命令でございます。これは原案第五十六條あるいは五十七條によりまして、政府命令をもちまして員外者に規制命令を發した場合におきまして、特にその命令が生産設備の制限に關する命令である場合におきましては、その命令の有効期間中に限つて、政令の定めるところによつて新しくそれと同種の生産設備の新設をすることを制限または禁止することができるといたしたのであります。これは現行中小企業安定法第二十九條の二の規定を取り入れたのであります。

その次は六ページの冒頭にございまして、商工組合の調整規程あるいは五十五條、五十六條、五十七條、あるいは五十八條の命令とか、あるいは五十五條一項の命令にかかわる商工組合の規程に不服のある者に対して、いわゆる

不服の申し立ての道を開いたのであります。その他の点につきましては字句上の整理でございます。最後に、第五十五條第四項に規定しておる行政庁は都道府県知事とするをいたしました。原案で比較的不明確なところをはつきりしたものであります。

以上簡単に趣旨の説明を終わります。

○委員長(松澤兼人君) 次に、同じく衆議院提出の中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について、提出者から提案理由の説明を願います。商工委員会理事小笠公昭君。

○衆議院議員(小笠公昭君) ただいま議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本改正案の骨子は、現行法に規定されております事業協同組合等のほか、新たに事業協同組合及び火災共済協同組合の制度を設けること等の改正を行おうとするものであります。

中小企業者の中には種々の階層があり、むしろ零細とも申すべき経済単位にもなりかねない小規模の商工業もありまして、これら資本性の脆弱な、むしろ生業ともいふべき勤労事業を営む者に対しては、格段の助成措置を講ずる必要があるものと考え、事業協同組合の制度を新設しようとするものであります。

次に、わが国の損害保険事業は、一部を除いては、少数の営利会社に独占されておまして、ためにその普及率も二〇％内外という、不燃性建築の多い欧米諸国に比してすら、著しく低率

であります。上、保険料率もいさか高きに失するために、一般中小企業者は容易に加入し得ない状態に置かれております。

かかる事情のもとに、終戦後、今日に至るまで、中小企業者は独自の立場におきまして、自家保険の態勢を確立して参つておるのであります。これが着実な成果を上げておる例が少なくないことをあわせ考え、火災共済協同組合の制度を法制化しようとするものであります。

本件につきましては、すでに衆議院を通過して参議院において審議されております中小企業団体の組織に關する法律案の修正案をまとめる際にも、与野党間において十分この点を話し合ひました結果、事業協同組合及び火災共済協同組合の改正によつて実現させるのが適當であるということに、意見が一致し、委員会提出の形式をもつて、衆議院に提案、その可決を得ましてここに御審議を願ふこととなつた次第であります。

本改正案の内容につきましては簡単に御説明いたします。

まず、事業協同組合につきましては、第一に、組合員の資格は、主として自己の勤勞によつて商工業、鉱業、運送業、サービス業等を行う事業者であつて、使用従業員数は工業等にあつては五人以下、商業、サービス業にあつては二人以下のものであります。

第二は、政府は、小組合の組合員の助成に關しまして、金融上その他特別の措置を講じなければならないこととするのであります。

組合に對しまして、中小企業団体の組織に關する法律による商工組合と同様の団体交渉権を与へ、これに關するあつせんまたは調停の規定を設けることとあります。

次に、火災共済協同組合につきま

第一に、組合員の資格は、組合の地区内における中小企業者であることとすることとあります。

第二に、出資金の総額は、組合にあっては二百万円、連合会にあっては、五百万円以上とし、組合員数は、千人以上を要することとすることとあります。

第三は、共済金額の制限であります。すなわち、契約者一人について、百五十万円を限度とし、共済金額の総額は出資、準備金、積立金、支払保証額等の合計額の百分の十五を限度とすることとあります。

なお、事業協同組合及び小組合が福利厚生事業として火災共済契約を締結いたします場合には、契約者一人につき、三十万円を限度とし、特例として、以前から、火災共済事業を行なっている組合は、これをこえることができることとあります。

第四は、募集の制限についてでありまして、募集に當るものは、当該組合の役員または職員に限ることとすることとあります。

第五は、保険業法の報告徴収、立入検査、監督命令、その他の監督規定を準用することとあります。

第六に、所管行政庁は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、なお、組合設立の認可及びその他の権限の一部は、都道府県知事に委任するものとすることとあります。

であります。

以上が本改正案提案の趣旨でありまして、何とぞすみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) なお、衆議院商工委員会松平理事が出席しておりまして、別段、たゞいま補足的な説明をするという御発言がないようでありますから、次に移ります。

○委員長(松澤兼人君) 政府原案につきまして、さらに詳細な内容の説明を聴取するわけでありますが、その前に水谷長三郎君外十三名提出にかかる中小企業に対する官公需の確保に關する法律案、下請代金支払遅延防止法の一部を改正する法律案及び百貨店法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院議員松平忠久君から提案趣旨の説明を願ひます。

○衆議院議員(松平忠久君) たゞいま議題となりました三法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。まず第一に、中小企業に對する官公需の確保に關する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

戦後の經濟復興過程を通じ、保守黨政府の一貫せる独占資本擁護の經濟政策によつて独占資本は再建されたが、それは一方で中小企業を犠牲としてのみ可能であつたのであります。中小企業は残された狭隘なる市場をめぐつて、その相互間の過度競争は激化するばかりでありまして、さらに最近では大企業による中小企業分野への進出は製造、販売その他すべての部門で顕著となり、中小企業者の存立に重大な脅威を与へてゐるのであります。今日、中小企業問題は單なる經濟問題としてあ

るばかりでなく、重大な社會問題として存在してゐるのであります。こうした中小企業問題の基本的な解決は國の財政、金融その他方般に及ぶ総合的な施策を待つて初めて可能であることはいうまでもないことであります。しか

し、現実にはこのような施策が望み得ない今日の段階において、せめて中小企業の事業活動の分野を可能な限り確保してゆく措置がとられていかねばならないと信ずるものであります。その意味においてまず國及び公共企業体等が率先してこの問題に對処すべきであると考へるのであります。アメリカにおいては國防省の総予算のうち一割以上を中小企業に発注しなければならぬとの規程が施行せられてゐるのであります。このことは、わが國における官公需品の発注が大企業に偏し、中小企業はほとんど顧みられないのと比べて特に重視されなければなりません。

昭和三十一年度における國及び公共企業体並びに地方公共団体等の物件費の総額は九千億をこえる膨大な額に上り、かりにこのうち一割以上を中小企業に確保するとして毎年一千億に及ぶ需要が保証されるわけであります。そこでまず國及び公共企業体のなす物資の調達、工事の請負その他の契約について、中小企業に對し一定割合を確保せんとするのが本法律案の目的なのであります。

この法律案の内容の要は次の通りであります。

まず第一に、学識経験者を中心に構成された中小企業官公需確保審議会において、國及び公共企業体から中小企業者となすべき官公需契約の割合を調査審議せしめ、その答申に基づき内閣総

理大臣がその割合を公表することとしたのであります。

次に、各機關にその公表された割合に達するよう努力する義務を負わしめ、その割合を達成するために必要ある場合は契約の特例を設けて、中小企業者のみに對して競争入札を行うことができることとしてゐるのであります。

第三に、毎會計年度において中小企業者となした官公需契約の実績について主務大臣または内閣総理大臣に對し報告をなさしめ、一方官公需契約を達成するため、内閣総理大臣または主務大臣に必要な勧告を行はしめることといたしてゐるのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらむことをお願い申し上げます。

次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

去る二十四國會で成立をみました下請代金支払遅延等防止法の施行後の経緯を見ますと、一般に好景氣がうたれた經濟の情勢にもかかわらず、下請代金の支払遅延は依然として改善されず、また、下請代金の額が不当に低く抑へられてゐるため、そのしわは結局下請事業の労働者の賃金に寄せられ、大企業と中小企業における賃金格差はますます大きく開きつつあるのであります。すなわち、法の施行後本年の二月までにおける下請代金の支払い状況を、公正取引委員会の実態調査によつて見ますと、一千の下請工場のうち、いまなお半数が九十日をこえる手形の交付を受けてゐる状態でありま

す。また、最近労働省が發表した三十一年度職種別等賃金実態調査によりますと、全産業について一千人以上の企業に働く労働者の賃金は一〇〇とすると、五百人から九百九十九人までの企業の賃金は八四、百人から四百九十九人までは七七、三十人から九十九人までは七一、十人から二十九人までの企業における労働者の賃金に至つては、僅かに六〇という状態であり、前年度に比し大企業と中小企業の賃金格差は一段と大きくなつてゐるのであります。従ひまして、こうした下請事業者並びにそこに従事する労働者の利益を守り、下請取引の公正を確保せんとするものであります。

本法律案の内容は次ぎの通りであります。一つには、親事業者が下請事業者に對して支払う下請代金の額は、不当に低いものであつてはならず、下請事業の労働者の賃金が、親事業者の労働者の賃金に比して著しく不均衡となることが當然予想されるような下請代金の額を下請事業者に押しつけることのないように規定してゐるのであります。その第二は、親事業者が下請事業者に對し交付する書面には、単に下請代金の額だけでなく返品の条件、検収期日、支払期日、支払手段を明記させることとしたのであります。次に、下請代金の支払が不当に遅延することとを防止するため、検収期日を物件の引渡し後十五日、支払期日を検収後六十日と規定することとしたのであります。従ひまして、これらの期日を経過したものは不公正な取引の對象として規制せられることになるわけであります。これによつて従来支払期日の不明のために骨抜きとなつてゐた法の内容

を充足し、本来の目的の達成をはからむとするものであります。

以上が本法律案の提案理由ならびに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実現のために御賛成あらむことをお願い申し上げる次第であります。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

去る二十四国会におきまして特に百貨店法の事業活動を調整し、中小商業の事業活動の機会を確保する目的をもって百貨店法の制定をみたのでありますが、施行後約一年を経た今日、その経緯を顧みずるに、法の目的はかえって無視せられ、逆に既存の百貨店を保護するように運用されて参つたのであります。すなわち、同法付則第三条にいう工事施行中のものにつきましては許可の申請をなしたものの七十四件のうち七十件に対し営業の許可を与え、その売場面積は三千万平方メートルも激増いたしましたのであります。さらに加うるに、同法第六条に基づく店舗の新設の許可は、すでに十三件の多くに達しているものであります。法の運用を適正ならしめるため、特に衆参両院において行われた付帯決議は公共団体の土地または施設の利用、並びにターミナル施設の設置を禁止し、また、中小商業者の利益を阻害するような不公正な事業活動を厳に戒めていたものであります。ところが、これらはすべてはことと化し、通商産業大臣はむしろ積極的に既存の百貨店の保護育成に努力を払い、百貨店審議会もまた、法の公正な運用に何らの貢献もいたさなかつたのであります。

そこで、わが社会党はここに百貨店

法の一部を改正する法律案を提出し、法の本来の目的を達成するため、百貨店の事業活動を規制し不当な店舗の拡張を制限し、もって中小商業者の公正な利益を確保せんとするものであります。

その内容のおもなるものは次の通りであります。

まず第一に、店舗の床面積について従来の物品販売業を営むもののはかに飲食店営業又は喫茶店営業を営むものも加算することとし、百貨店の不当な売場面積拡張の手段を封鎖することにしたのであります。

第二は、割賦販売、積立金組織による予約販売その他特定の営業方法に関するおそれある場合は、通産大臣は許可を行なつてはならないこととしてゐるのであります。

第三は、百貨店がその優位な立場を利用して、仕入先たる中小企業者に対し、返品、値引きその他不公正な仕入行為を行うことを禁止してゐるのであります。

第四は、百貨店審議会の公正な運営を期するため、学識経験者のほかに中小企業者代表委員に任命すべきことを明記し、中小企業者の利益を公正に守る道を開いたものであります。

次に、国、地方公共団体その他政府関係機関の所有する土地または施設を百貨店業の店舗の用に使用させることを禁じ、最後に、百貨店業者の不公正な販売行為、仕入行為を規制するたため、特に公正取引委員会にその判断をゆだねることとしたのであります。以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御

審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) それでは次に、中小企業団体法及び中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の内容について、政府から詳細御説明をお願いします。

○政府委員(川上為治君) 中小企業団体法案につきまして、おもなる条文につきまして御説明を申し上げます。

この法律の目的につきましては、第一条で「中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者から自主的に事業活動を調整するために必要な組織」というふうになつておりまして、いわゆる協同組合組織、それから商工組合組織と両方の組織ができるようにいたしてゐるわけでございます。それから第三条におきまして、中小企業団体等の種類につきまして書いてございます。これは従来の制度に対して新しく商工組合制度というものを書いておるわけでございます。先ほど衆議院の方からお話がありましたように、この組合制度につきましては、先ほど衆議院の方からお話がありましたように、小組合制度及び火災共済制度につきまして新しくさらに追加を受けることになつておるわけでございます。

それから第四条におきまして、私どもの方としましては、最初この協同組合につきましても、全部この法律にふち込みまして、百数十条の中に入れました。いわゆる協同組合制度と、それから商工組合制度を両方取り入れる予定になつていたのでありますけれども、いろいろ政府部内におきま

て研究がはかれて参りましたので、今回は商工組合制度をこの中に取り入れて協同組合制度につきましては、現行のままとし、後日これが修正をいたしましたところの中にちまたというふうな考えで、第四條はそういうふうになつておるわけでございます。それから第五條におきましては、この商工組合制度につきましても、この条文によりまして中小企業者というのには、第一は製造業者でございますが、製造業者につきましては「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて」というふうなように従業員の数で三百人以下でなければならぬというふうにいたしましたわけでございます。それから第二條におきましては、これは商業者でございますが、商業者及びサービス業につきましては、これは三十人以上ということにいたしましたわけでございます。しかしながら一、二号に該当しない、これは実際の事情からいいますと、どうしても特別な措置をとらなくてはならないというふうなものにつきましては、第三号によりまして「常時使用する従業員の数とその業種」とに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」というふうな、政令で特別な業種につきましても指定をいたしまして、そうしてその例外的な措置ができるということにいたしましたわけでございます。その例外的な措置に該当するものにつきましては、私どもの方としましては、差しあたり石炭鉱業あるいは金属鉱業というふうなもの、これらはやはり例外的な措置をとらなければならないの

じゃないかという工合に考えているのでございます。また、商業者につきましても、問屋などにおきましては、やはり特別な措置をとらなくてはならないのではないかとこのように考えているわけでございますが、大体何名ぐらいが適当であるかという点におきましては、なお検討をいたしたいというふうな考えでおります。この三號によりましては、第一号、二號の従業員の数よりも多いものもありませんし、また、たとえば化学工業等につきましては、これよりも少くするといふような場合もあらうかと思つております。

なお第五條におきましては、私どもの方としましては従業員の数でいってありますが、ほかに何か、たとえば資本金とか、そういうもので規定した方がよくないかというふうな意見もいろいろございますが、私どもの方としましては、現在そういう方面についての調査が進んでおりませんので、この際は従来の安定法等の例によりまして、人数だけでこれを限定することにいたしましたわけでございます。

それから第八條におきまして、この商工組合の名称でございますが、原則としては商工組合という名前にするわけでございますけれども、あるいは製造業につきましては工業組合、商業方面につきましては商業組合という名前をつけてもよろしいということにいたしましたわけでございます。

それから第九條が設立でございますが、「商工組合は、一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われてゐるため、その中小企業者の事業活動に

関する取引の円滑な運行が阻害され、

その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができ」ということに規定されておりますが、要するに過当競争が行われており、同時にまた、中小企業の相当部分の経営が著しく不安定となつてゐると、この「相当部分」というのは大体過半数でございまして、そういう過半数の中小企業者の経営が著しく不安定になつており、またなるおそれが多分にあるというような場合に限り、商工組合は設立することができるといふことにいたしましたわけでございます。現在中小企業安定法によりましては、業種を指定し、また製造業種だけに限定をされておりますが、私どもの方としては、商業者につきましても商工組合を作り得ることにいたしましたので、業種を選定、指定することにいたしました。で、製造業あるいは商業につきましても、広く商業組合ができるようにいたしましたわけでございますが、しかし、それには過当競争が行われていて、しかも相当部分の経営が著しく不安定になつておるといふような場合におきまして設立することができるといふにいたしましたわけでございます。

それから第十條におきましては、これは一業種につきましては、その地区内においては一組合だということにいたしましたわけでございます。しかし、商店街の組合につきましては、重複しても差しつかえないということにいたしましたわけでございますが、これはやはり調整事業を行う以上は、原則として一地区におきましては一組合がこれは当然であらうかと考えますので、そういう措置をとつたわけでございます。この

点は協同組合とは違ふ点でございます。それから第十一條におきましては、商工組合の組合員たる資格を規定しておるわけでございますが、ここにおきましては、原則として、中小企業者であるということにいたしましたわけでございますが、中小企業者以外の者の入り得る者は定款で定められたものであつて、次の一号、二号に該当する者であるということにいたしましたわけでございますが、第一号の方は、これはいわゆる大企業者でございます。それから第二号におきましては、事業協同組合、あるいは企業組合、商工組合、あるいは農業協同組合、こういうようなものであつて、そして政令でその業種については定めるというふうなことにいたしました。たとえば消費生活協同組合といふようなものは入らないわけでございます。また、農協につきましては、たとえば購買組合のごときものは考えておりませんが、しかし、ミカンカン詰などを製造して販売するといふようなものは、便宜さういふものを指定いたしました。組合加入ができるようにいたしましたといふふうに考えておるわけでございます。

それから第十二條におきましては、組合を設立する場合におきましては、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員でなければならぬといふことにいたしましたわけでございますが、その第二号によりまして、中小企業者以外の者が加入する組合におきましては、特別な措置をとつておるわけでございます。

が、連合会につきましては、原則として地区は全国だということにいたしましたわけでございますが、商業とか、あるいはサービス業につきましては、道府県の区域によることができるということにいたしましたわけでございます。それから第十七條におきましては、商工組合の事業につきまして規定をいたしておりますが、これは第一項におきましては、現在中小企業安定法によりましては、現行中小企業安定法によりましては、ほとんど同じであります。要するにいろいろな調整事業をなし得るけれども、少くとも価格協定につきましては、これは特別な場合に限りいろいろな調整事業をやつてみて、なおそれで十分いけないという場合には、初めて価格協定というふうな場合に、消費者に對しまして影響の大きいものについては、最後の手段としてそれがなし得るということにいたしましたわけでございます。それから第二項におきましては、この調整事業のほかに、いろいろな経済的な共同事業ができるということにいたしましたわけでございます。これは現在の調整組合あるいは協同組合等から相当要望されておりますので、私どもの方としては、この商工組合が調整事業を行わなければならないけれども、経済的な共同事業につきましては、これをあわせて行うことができるということにいたしましたわけでございます。

〔委員長退席、理事阿具根登君着席〕
それから第十八條におきまして、調整規程の認可につきましては、主務大臣の認可を受けなければならないといふことにしておるわけでありまして、また第十九條におきまして、その調整規程を認可する場合におきましては、一号、二号、三号にも書いてありますように、たとえば不当に差別をしてはいけないとか、あるいは一般の消費者とか、関連事業者の利益を害してはいけない。こういうふうなことがあつて、初めて認可ができるということにいたしましたわけでございます。なお、その調整規程の制定あるいは変更、廃止、そういうものにつきましては、二十三條によりまして総会の決議を経なければならないということにいたしましたわけでございます。

また二十一條によりましては、この調整規程の内容が第十九條各号に適合するものでなくなつたと認められる場合におきましては、調整規程を変更すべきことを命じ、またその認可を取り消さなければならないといふことにいたしました。おるのでございまして、あくまでも商工組合といふのは、いわゆるその必要要件が備つておる場合だけに、この組合を作つて調整事業が行えるのだ。そういう必要がなくなつた場合におきましては、この組合におきましては解散をしなければならないといふことにいたしました。それから特にこういう調整事業につきましては従業員に對しまして、いろいろな問題が起るかもしれないので、二十六條、二十七條におきまして、この組合の従業員に對しましては、特別な配慮を加えるようにいたしておるわけでございます。

それから二十八條、二十九條、三十條は、これはいわゆるその団体交渉といたしますが、組合交渉の規定でございますが、二十九條によりまして、組合交渉をしますときは、商工組合の代表者でなければならぬ。これは政令で定めるところによりといふことになつておりますが、少くとも大ぜいのものが押しかけて団体交渉をするといふようなやり方ではなくして、なるべく紳士的にやつてもらいたい。従いまして政令で定めるところによりといふのは、人数につきましても三人以下とか、あるいはその組合の理事者でなければいけないとか、こういうふうなことにいたすわけでございますが、そういうように制限をいたしておりますし、また交渉する場合におきましては、調整規程あるいはその案を示しまして、そして交渉をしてもらいたい。そういうふうなふうにして交渉したときは、その交渉に相手方は誠意をもつて応じなければならぬといふことにいたしましたわけでございます。また、交渉の相手方につきましては、一号から四号までございしますが、この第一号におきましては、取引関係のある大企業者がその相手になるわけでございます。第二号におきましては、これは中小企業者の場合におきましては、中小企業者の団体が相手になるということにいたしました。おるわけでございます。一号、二号につきましては、この関係でございますが、横の関係におきましては、三号、四号のところまで書いてございます。四号におきましては、この資格事業を行なつておるものであつて、これは皆れものではないでございます。行なつておるものであつて商工組合の組合員たる資格を有しないもの、たとえば生協とか、そう

いうものを、われわれの方としましては考へていたわけでございまして、これは政令で定める者に限定するというにいたしておるわけでございまして、それから商工組合の代表者がこういうことにつきまして申し出をしようとする場合におきましては、その組合協約の内容とか、あるいはその相手方につきまして總會の承認を得なければならぬということにいたしておるわけでございまして、

なお、いろいろ交渉しましてなかなか話がつかないというような場合、あるいはその交渉になかなか応じないというような場合におきましては、第三十条におきまして主務大臣がそれぞれに對しまして必要な勧告ができることにいたしたわけでございまして、

なお、その二十八条におきましては、この商工組合が相手方と組合協約をしました場合に、特に組合員たる資格を有する者、これは横の関係でございしますが、そういう者との間に締結するものにつきましては、主務大臣の認可を受けなければならぬということにいたしたわけでございまして、これはやはり独占禁止法との関係もありまして、横のカルテルの形成の関係もありますから、これは認可事項にいたしておるわけでございまして、

それからそれ以外のいろんな事項につきましては、設立、その他出資、その他についてのいろいろな手続とかそういうものを規定してございまして、第五十五条、これは四十一ページでございまして、これはいわゆる強制加入の命令でございまして、「主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の地区内において資格事業を営む中

小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、このような状態が継続すること、云々とありまして、「その商工組合に加入すべきことを命ずることができ、」というようになつておりますが、要するにこれは現在の安定法にはない規定でございまして、けれども、私どもの方としましては、この中小企業者だけに限定いたしまして、中小企業者につきましては、このアウトサイダーに加入命令を發しまして、その加入をさして、その組合において中小企業者が自主的にいろいろな調整事業ができるように、この強制加入措置によつてそれに対する政府の援助をするというふうな考え方での制度を置いたわけでございまして、要するに中小企業者の大部分が組合を作つていろいろその調整事業をやつておるけれども、一部の中小企業者が入つていなくて、そのためになかなかうまくいかないところがある、その一部の者を加入させるという、この組合におきましては自主的に調整事業ができる能力を持つておる。そしてまた、それがきつめて適當である。ひいては、これが国民経済に對しましても支障を生ずるようなおそれはないという場合には、限定いたしましてこのアウトサイダーである中小企業者をこの組合に加入させまして、そして自主的な調整事業を行わせるというふうなことにいたしたわけでございまして、

ところが第五十六条におきましては、これは従来安定法にありましていわゆるアウトサイダー規制の命令であるわけでございまして、たとえば中小企業者の組合が自主的に、いろいろな調整事業をやらうとしましても、なかなかその能力がない。しかしながら、どうしてもアウトサイダーを規制しなければその調整事業がうまくいかない、同時にまた、それは中小企業者の安定に非常な支障を及ぼす、同時にまた、國民経済に對しましてもよくないというふうなそういう場合におきまして、これは政府の方からいわゆるそのアウトサイダー規制の命令を出しまして、アウトサイダーを規制するわけでございまして、これは第五十五条と違つて、要するにこの第五十五条というのは、どこまでも中小企業者が自主的に調整能力があるというふうな場合、その組合におきまして、同時にまた、中小企業者だけに限定しておるというふうなところ、この五十六条と五十五条の違いがあるわけでございまして、この五十六条につきましては、先ほども申し上げましたように、現在の安定法にそういう規定があるわけでございまして、それからなお、五十六条あるいは五十五条につきましても、それぞれ一号、二号、三号、四号というふうなふうに、いろいろその人数とか、そういうものにきまつて限定をいたしておるわけでございまして、なお、その価格協定をいたす場合におきましては、特にあつた方に出で参りますが、公取の同意を得なければならぬという、ことにいたしておるわけでございまして、その他の問題につきましても、公取に協議をしなければならぬという、ことにいたしておるわけでございまして、また、強制加入の問題につきましても、公取に協議をしなければならぬというふうなところになつておるわけでございまして、それから四十七ページの六十条にお

きましては、この五十五条の第一項の命令とか、あるいは五十六条、五十七条の命令を出す場合におきましては、広く聴聞を行つて、一般の意見を聞かなければならぬということにいたしておるわけでございまして、

それから六十一條におきましては、この五十五條の第一項とか、あるいは五十六條のそういう命令をしようとするとき、あるいは命令をした後におきまして、特に必要があると認める場合におきましては調整規程、またはこれは連合會の場合におきましては、總合調整規程でございしますが、これは變更命令を出すことができますというふうなことにいたしておりますし、六十二條におきましても、命令の變更または取り消しをしなければならぬというふうなことになつております。

〔理事阿具根登君退席、理事近藤信一君着席〕

それから、なお第七節におきましては、五十一ページであります、いろいろな監督の規定がいろいろ置いてあるわけでございまして、特に六十八條におきましても強制加入の命令關係のものにつきましては、特に役員の解任につきましての規定も置いてござい

ます。それから七十條におきましては、不服の申し立てができるような措置にいたしております。それから五十四ページにおきましては、第七十二條におきましては、中小企業安定審議會を通過省に置くわけなんです、これにつきましては、組合の調整事業に関する重要事項を調査審議することになつておるわけでござい

ます。従いまして、たとえば加入命令の問題とか、アウトサイダー規制の問題とか、その他調整事業に関するものにつきましては、ここで調査審議をすることになつてお

ります。それから安定審議會におきましては、委員の数は三十五名以内ということにいたしておりますが、私どもの方といたしましては、国会議員の方々も學識経験者の中に加へまして参加していただくという工合に考へております。

それから先ほど申し上げました組合交渉の問題につきましては、第八十一條によりまして通過省に中央中小企業調停審議會を設置することにいたしております。同時にまた、都道府県に對しましても同様な審議會を置くことにいたしまして、そしてこの組合協約にございまして重要な事項を調査審議することになつておるわけでござい

ます。それから第九節におきましては、独占禁止及び公正取引との關係につきま

して、いろいろこの適用除外の規定を設けております。それから第九十條におきましては、先ほど申し上げましたように、特にその價格協定につきましては、この第一項の第一号によりまして、公取の同意を得なければならぬということにいたしております。また第二号におきま

しては、調整規程とか、あるいはその組合協約の認可、あるいはその他の命令につきましては、公取に協議しなければならぬという、ことにいたしておるわけでござい

ます。それから九十四條におきましては、要するにこの所管大臣につきましては、組合の資格事業を所管する大臣と

して、

と

に

を

を

するということにいたしておるわけでありす。

それから六十五ページの第四章以下につきましては、これは現在の事業協同組合から比較的簡単に商工組合に乗りかえることができる、また商工組合におきましては、調整事業をやめた場合におきましては、協同組合に組織がえすることができるといふようなことを書いておるわけでございます。

それから七十ページにおきまして、この中小企業関係のいわゆる中央会といふものは現在中小企業等協同組合中央会といふのがございますが、商工組合もこれは包括して中小企業団体中央会ということにいたしましたわけでございます。

それ以下の問題につきましては、大した問題はありませんで、以上この法案の内容につきまして御説明をいたしましたわけでございますが、なお衆議院におきましてこの修正を受けました点につきましては、先ほど小笠先生からお話申し上げました通りでございます。

それから中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、これにつきましては、大体商工組合につきましても税法上のいろいろな特別な扱いを協同組合と同じようにやる、あるいは現在の安定法に基づく調整組合で受けておりますような恩典を与えるといふようなことにいたしましたのと、もう一つは、商工中金から融資を受けられるということにいたしましたという点でございます、別に詳しく御説明申し上げる必要はないかと存じます。

○理事(近藤信一君) 次に、小売商業特別措置法案につきまして内容の説明

をお願いす。

○政府委員(川上爲治君) 簡単に御説明いたします。現在購買事業を行なっているもの、たとえば会社などで購買事業をやっておりますが、これは全く自由になっておりまして、特別な監督を受けておりません。ところが、地方によりましては小売商といふいろいろな問題を引き起こしておりますので、この第一条によりまして、そういう事業者につきましては、これは従業員以外の者に対しまして、その購買事業を利用させる場合におきましては、それを禁止するものとができるというようにすることにいたしましたわけでございます。そしてまたこの禁止をいたしましたときは、都道府県知事はこれはこの第一号、第二号、第三号のような、こういう措置をとるべきことを命ずることができるといふようなことにいたしました。いわゆる小売商と購買会との調整をこれではかろうというふうにいたしておるわけでございます。

次それからその次は、消費生活協同組合の関係でございますが、これは現在法律がございまして、それによりまして厚生大臣の所管のもとにいろいろやっておりますけれども、特に小売商との関係につきましては、なかなか十分についていないところがありますので、二条、三条によりまして、ある程度の調整をしたいという考え方でございます。第四条、第五条、第六条、これにつきましては、これは現在地方におきまして、主としてこれは大都市でございまして、小売市場がございまして、小売市場が全く自由にされておりました、そのために小売商といふいろいろな問題を起しておりますので、「理

事近藤信一君退席、委員長着席」私どもの方としましては、最初これを営業の許可制ということにしたいと思つたのですが、法律的にいろいろ疑問があるのです、さしあたり登録制を施行したいといふふうに考えましてこういう条文を設けたわけでございます。

なお、この小売市場における不正取引については、公正取引委員会におきまして、特別にいろいろな指示を与えられるとか、勧告がでるとか、あるいは都道府県知事から公取に對していろいろな請求ができるというように規定を置いたわけでありす。

それから第七条におきましては、現在これは小売市場だけじゃありませんが、いろいろな大企業との関係とかいふものと小売商がいろいろ問題を起しておりますので、そういう紛争が生じた場合におきましては、都道府県知事はこの紛争の解決のためにあつせんをしなければならぬという規定を置いておるわけでありす。

大体そういう規定でございます、購買会、あるいは生協、あるいは小売市場等の調整をこの法律でやりたいといふふうに考えて提案した次第でございます。

○委員長(松澤兼人君) それでは以上で中小企業関係法案についての説明は一応終了することにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、合成ゴム製造事業特別措置法案につきまして内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(齋藤正年君) 合成ゴム製造事業特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

出しなければならなかったかというところについて御説明したいと思うのでございます。

ゴムの消費量というものは、世界的に年々増加する傾向にございます。当然日本におきましてもそういう趨勢でございす。それに対して天然ゴムの方は、これは主たる栽培地が御存じのように、マレー、インドネシアといふような地域でございまして、政治的な不安定といふような問題がございまして、新しくなまゴムの生産を増加するような措置、すなわち、新しくゴムの栽培を増加するようなことが、数年来ほとんどとられておらないという事情のために、今後天然ゴムの供給の増加はほとんど期待できないというのが世界的に確認されております予想でございます。その間の事情は配りしてございす資料の(1)に詳しく書いてございす。そういうことが結局世界的に見まして今後のゴムの消費の増加分につきましては、どうしても合成ゴムをもつてまかなわねばならぬというところになるわけでございます。

張もある程度行われておりますが、現在までに判明いたしました範囲では、いずれもその当該国の需要をまかなうに精一ぱいといふような見通しでございます。従つてどうしても日本といひましては、日本の必要とする合成ゴムについては國産をしなければその確保に非常不安があるわけでございます。

また一面、この合成ゴムの國産をいたしますれば、外貨の面から見しても相当の節約になります。大体天然ゴム並みといたしまして、一トン七百ドルといひますれば、四万五千トン程度の合成ゴムの需要になりますと、約三千万ドル程度の外貨が要るわけでございます。これは日本の外貨収支の面から見て、決して無視できない大きな要素でございます。また合成ゴムは、これは原料は石油の廃ガスから製造いたしますものでございす。そのため、非常にまあ価格が安定しております。天然ゴムのようには価格の変動が非常に多いものと全然違つております。従つて、合成ゴムの國産化いたしますれば、原料ゴムの価格の安定にも非常に役に立ちまして、その面から最近急激に伸びて参りましたゴム製品の輸出に対しても非常に効果があるのじゃないかといふふうに考えるわけでございます。まあ、そういう見地ではほとんど各國共通でございまして、現在西歐諸國——イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア、いずれも現在合成ゴムの工場を建設中でございますので、日本としましてはどうしてもそれにならなうて早急に國産化をやらねばならぬ。日本のゴムの消費量は、大体ソ連を除きまして世界で五番目くらいに

この法案の一番中心になりますのは第二条でございまして、結局政府資金を出資する場合に、開発銀行を通じて出資することにしたしまして、そのため、に開銀法十八条の規定によりますと、開発銀行は、金融機関から供給を受けることが困難なものの融資とか、あるいは債務の肩がわりとか、あるいは保証とか、社債の引き受けとかいうようなことしかできないというふうになつておりますので、この会社に関しましてだけ十八条の例外規定を設けるといふことでございます。この政府資金を出資いたします場合に、開発銀行を通ずる場合のほかに産業投資特別会計で出資するなり、あるいは一般会計から出資するなり、そういう別の方法もございしますが、これは、この法案を提出することが最終的にきまりましたのはすでに予算の決定がございましたので、開発銀行から出資することにした次第でございします。

それからこの第四項に開発銀行法の関係について、こまごました規定がございしますのは、これは開発銀行法の中に、収入支出についてもこまかい規定がございしますので、この合成ゴム会社の配当なり、あるいは譲渡損益なりが収入支出の中に入るのだということを規定してございます。

それから先ほどここの会社に対する出資は十億円であるということを上上げましたが、現在のところ全体の総資本は二十五億円を予定しておりますので、そのうち十五億が民間出資、十億が開銀出資の予定でございします。従つてこの第二項以下には、政府資金を開発銀行から出資いたします場合に、それが総資本金の二分の一以上をこえな

い、常に二分の一以上をこえない、それからその最高限度を十億円ということを規定した次第でございます。で、このあと第三項というものがござい

ますが、これは、この会社の出資につきまして、いわゆる特殊会社の形態をとつておられないわけでございます。

従つて、どういふ会社に出資するかというのを定めるために、第三項の規定があるわけでございます。大蔵大臣と通産大臣とが、基準というものを協議してきめまして、政令で決定するわけでございますが、その内容に合致したものでございまして、その内容を定めたものでございます。その内容としては、大体生産能力

あるいは生産費、あるいは生産の方法、そういうものにつきまして規定をいたす考でございまして、生産能力としては四万五千トン以上、それから生産費につきましては先ほど申しましたように、目標としてキログラム当り二百円、それから生産方法といたしましては、原料のブタジェンから一貫して生産するもの。それから合成ガムの種類につきましては、先ほど申し上げましたGRSという種類を作るということをきめる予定でございます。

それから第三項は、資金の確保でございますが、これは先ほど申し上げましたように、総所要資金量百四十億のうち、出資金二十五億円を除きました分の大体半額程度を、開発銀行から六分五厘の特別金利で融資するという予定しております。ただし、これは本年度から三十四年度にわたる三か年間の合計でございます。

それから第四項以下は監督の規定でございますが、これは大体一般の特殊

会社の規定にならなくてきておりますので、特別に御説明することを省略いたします。

それからもう一つこの法律で重要な問題は、付則の第三項、第四項でございますが、これは先ほど申しましたように、予算等の関係から、本年度は開発銀行から出資するということにいたしましたわけでございますが、政府資金を出す方法として、開発銀行から出資するということは適当ではないということになりまして、これは来年度におきましてあらためて政府出資に切りかえるということにする。ただし、政府

出資に切りかえれます場合に、具体的にどんな形で切りかえるかということにつきましては、なお先例等もございせんので、十分研究をして、最も適当な形で切りかえるべきであるということにいたしました。その点につきましては、は、あらためて来年度におきまして、国会の方へ法律を提出いたしまして、御承認を受けて切りかえるということにしたわけでございます。

なお、関連しまして、合成ガムのこの会社の計画について、ごく概要を御説明申し上げますと、工場設置の場所その他はまだ決定いたしておりません。これは新会社がスタートいたしますと、その新会社と政府と相談をしてきめるわけでございますが、ただ、石油の廃ガスを処分するのに最も適当な、都合のいい場所を決定するわけでございます。それからこの合成ガム自体の製造、及びその原料でございますブタジェンの製造は、いずれも日本におきましては製造技術と大量生産技術というものが確立いたしておりますので、外国の技術を導入する予定で

ございます。

それから、会社の設立につきまして、これは国会で御承認を得られますれば、直ちに準備をいたしまして、一、二カ月のうちに発足をいたします。それから設計その他の、及び技術導入等の問題が片づき次第、建設に着手いたしますので、昭和三十三年の期間がかりますので、昭和三十三年の半ば過ぎごろにこの会社が事業を開始することができるようになる、生産を開始することができるようになる、このようにわれわれは考えております。

以上法案の内容について申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。今日はこれにて散会いたします。午後四時四十五分散会